

平成21年予算審査特別委員会会議録（第1日目）

平成21年3月16日（月曜日）

午前10時00分開議

午後 4時36分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第14号 平成21年度士別市一般会計予算

議案第15号 平成21年度士別市診療施設特別会計予算

議案第16号 平成21年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第17号 平成21年度士別市老人保健特別会計予算

議案第18号 平成21年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 平成21年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第20号 平成21年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第21号 平成21年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第22号 平成21年度士別市簡易水道事業特別会計予算

議案第23号 平成21年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第24号 平成21年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第25号 平成21年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第26号 平成21年度士別市水道事業会計予算

議案第27号 平成21年度士別市病院事業会計予算

議案第28号 士別市換地委員会条例の制定について

議案第29号 士別市病院医師修学等資金貸付条例の制定について

議案第30号 士別市医療技術職員修学資金貸付条例の一部を改正する条例について

議案第31号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 士別市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第33号 士別市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 士別市奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

議案第35号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第38号 士別市公の施設の指定管理者の指定について

議案第39号 士別市公の施設の指定管理者の指定について

議案第40号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第41号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第42号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第43号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第44号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第45号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第46号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第47号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 議案第48号 士別市公の施設の指定管理者の指定について
 閉議宣告

出席委員(19名)

委員	池田 亨 君	委員	伊藤 隆雄 君
委員	井上 久嗣 君	委員	丹 正 臣 君
委員	小池 浩美 君	委員	柿崎 由美子 君
副委員長	平野 洋一 君	委員	遠山 昭二 君
委員	岡崎 治夫 君	委員	谷口 隆徳 君
委員長	山田 道行 君	委員	田宮 正秋 君
委員	斉藤 昇 君	委員	山居 忠彰 君
委員	牧野 勇司 君	委員	菅原 清一郎 君
委員	中村 稔 君	委員	神田 壽昭 君
委員	岡田 久俊 君		

欠席委員(1名)

委員 粥川 章 君

事務局出席者

議会事務局長	辻 本 幸 慈 君	議会事務局局長	藤 田 功 君
議会事務局幹事	浅 利 知 充 君	議会事務局主事	中 井 聖 子 君
議会事務局主事	岡 村 慎 哉 君		

(午前10時00分開議)

委員長(山田道行君) 予算審査特別委員会が招集されましたところ、ただいまの出席委員は18名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(山田道行君) ここで本日の会議録署名委員を指名いたします。

小池浩美委員、柿崎由美子委員を指名いたします。

なお、粥川 章委員から欠席、谷口隆徳委員から遅参の届け出があります。

委員長(山田道行君) 付託案件の審査に入る前に、委員会の進め方についてお諮りいたします。

付託されました平成21年度予算案と関連議案について一括して総括質問を行い、その後、関連議案の審査を行い、次に各会計ごとに予算案の内容審査を行うことにしたいと思います。

なお、内容の説明聴取は省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山田道行君) 御異議なしと認めます。

よって、委員会の進め方については、そのように決定いたしました。

更に、この際、総括質問の方法についてお諮りいたします。総括質問は、質問に立った委員の質問が全部終了するまで他の委員は発言を遠慮していただくこととし、質問に立った委員の質問を全部終わらせてから、次の委員の質問に入るという方法にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(山田道行君) 御異議なしと認めます。

よって、総括質問の方法については、そのように決定いたしました。

それでは、これより審査に入ります。

委員長の手元まで総括質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、総括質問を行います。

柿崎由美子委員。

委員(柿崎由美子君) 総括質問を行います。

自主防災と地域力の向上施策について質問いたします。

私は、平成20年第4回定例会におきまして、自主防災組織を含む地域との連携について質問をいたしました。このときの答弁は、一たび災害が発生した場合には行政ができることにも限界があることから、自主防災組織の意識も高まっているところであり、今後においては自助、共助、公助の3要素を基本にした防災対策を実施することを目的に、更に自主防災組織の充実に努めるということでした。今議会における施行方針では、地域防災の担い手である消防団の活性化に努めるとともに、市民に対する防火・防災意識の啓発を図るとあります。また防犯、交通安全についての項では、地域住民の防犯意識の向上、更には犯罪のない安全で安心な地域

社会の実現のために、各種機関、団体や市と市民が連携協力した防犯活動を一層推進すると述べられています。そして地域力として、人の力、和の力、知の力をキーワードとしたまちづくりを掲げられておりますが、まず初めに、総合計画の20年度の到達目標と21年度の関係予算係数をお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

総合計画の第1年度となります20年度の実施計画についてであります。計画当初段階でございますけれども、ハード事業といたしまして64件で、事業費ベースで約44億4,600万円、ソフト事業といたしましては148件で、事業費ベースでは約43億9,200万円でございます。合わせまして事業本数212本、事業費ベースで約88億3,800円を計上したところでございます。

そこで、20年度の実績についてでございますが、現在、年度中のため現時点では最終集約に至っておりませんが、ハード事業で申し上げますと、東大通りやふどう公園連絡道路の開通、サイクリングターミナルや総合体育館の大規模改修、更には美土里ハイツ20床の増床支援のほか、北部団地E棟建設や体験交流工房「のーむ」の建設など、実施計画に掲げました事業はおおむね計画どおり実施されたところでございます。また、国の地方元気再生事業によりますサフォークプロジェクトの関連事業も推進されたところでございます。更に国の経済対策といたしまして、第1次補正によります多寄小学校の改築のほか、更には第2次補正におきましてもサンライズホールや三望台シャンツェ、総合福祉センター、多世代スポーツ交流館等の施設整備ほか、小学校コンピューター機器更新、更に市立病院内視鏡センター改築とあわせまして、44事業、事業費ベースで申し上げますと約5億5,900万円、補正計上いたしたところであります。

なお、こうした補正事業の多くにつきましては、計画段階で前期5カ年の中には入ってございましたけれども、21年度以降に実施予定の事業もあったこと、また施設の改修、修繕等の事業に対しましては、補助金や起債の充当もできないこともありまして、その多くを一般財源により実施されなければならないこともありました。

一方、施設の軽微な改修、修繕といったことから、もともと実施計画には計上していない事業もありました。こうした中で、特に20年度は市立病院の経営健全のための改革プランに基づきまして、一般会計からの新たな繰り出しといった特殊運営もありましただけに、こうしたハード、ソフトの補正事業を今回、実施計画に追加あるいは後年度の事業を前倒しできたことからいたしまして、総合計画のスタートとなります第1年度の事業は着実に推進できていると思っております。

次に、21年度の事業についてであります。これらの事業につきましても実施計画に計上したとおり予算化されているところでありますし、あと第1次補正、第2次補正につきましても繰越事業で多くは21年度のほうに回っている事業もありますので、そういった事業を含めまして、実施計画の中で推進されていくものと存じております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今、土別市民の皆さんが一番重要視しているのは、土別市が今後どのようなまちになっていくのか、土別の地域づくりをどう進めていくのかということではないでしょうか。私は土別のまちづくりの主体は、市が主要な任務を負うことはもちろんですが、市と協働して推進主体となるのは自治会ということになるのではないかと理解していましたが、このような考え方でよろしいでしょうか、お尋ねいたします。

委員長（山田道行君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） まちづくりにつきましては、主役としての市民の意識の高揚を図るとともに、市民相互やNPO、各種団体などが行政との共通理解と総合連携を深めることにより、複雑化する地域課題に対しまして的確な対応ができる機能が必要であります。このことによりまして、すべての市民が生涯にわたり生き生き伸び伸びと毎日を過ごすことができるものと考えております。こういった市と協働したまちづくりの推進に主体的で重要な役割を担っているのが自治会であろうと認識をしております。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 住民組織の主体的役割を果たしている自治会の役割が非常に大きいということが考えられますが、単位自治会が、より広い立場で自治会同士が連携したものが自治会連合会と考えております。初歩的なことをお聞きしますけれども、行政と自治連、それと自治連と単位自治会の連携形態はどのようになっているのかお聞かせください。

委員長（山田道行君） 原田環境生活課主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

現在、土別市には73の単位自治会それぞれが地域性に合った活動を進めており、これらを連絡協議会として5つの地区に分け、互いに連携しながら課題解決を図っております。更に自治会連合会は、この地区連絡協議会や単位自治会が、地域間のつながりや地域コミュニティーを深め、会員相互の啓発と支援を図り、共通の課題解決に連絡協調し、連帯を強めながら自治会活動の進展に寄与し、土別市のまちづくりを進めていくことを目的に、昭和60年に組織されたところであります。行政は自治会活動がより円滑に推進されるため、自治会活動補助金等の支援をしながら地域の支援に努めております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 自治会は地域住民と一番近い立場にあるということだと思いますが、そうしますと市長が施行方針で述べられた地域力の向上ということの一側面には、住民組織である自治会の機能そのものを地域力と見ることができると考えますが、いかがでしょうか。

委員長（山田道行君） 大崎課長。

環境生活課長（大崎良夫君） 地域力は、地域の構成員である市民がみずから地域の現状を認識し、互いの連携と地域資源の活用のもとに、自立的に地域課題の解決や地域の活用を創造して

いく力であろうと。その担い手は市民相互やNPO、各種団体などがありますがけれども、その中において自治会は特に地域力を高め、地域力で進めるまちづくりの実践の場であるとともに、市民生活にとりまして極めて重要な役割を担っておりますことから、自治会につきましては地域力の一つであるものと理解をしております。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） そうしますと、まちづくり、それから地域づくりには自治会の果たす役割が非常に大きいということになると思いますが、そのように考えてよろしいでしょうか。

委員長（山田道行君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 委員お話しのとおり、まちづくり、地域づくりに果たしております自治会の役割というのは非常に大きいものと考えているところでございます。さまざまな組織形態を持ってあります自治会活動の活性化が、コミュニティー意識の高揚や地域リーダーとなる人材の育成など、市民の力で自立したまちづくりを進めていく基盤になるものというふうに考えているところでございます。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） まちづくり、地域づくりに自治会組織も大きな役割を果たしているということがわかりました。

では、自治会がどのような形で運営されているのか具体的に御質問いたしますが、私の住んでいる自治会には老人クラブ、それから子ども会育成会、婦人部などの団体がありますが、市当局で把握している自治会の組織形態等をお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 原田環境生活課主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

現在、73の単位自治会は、それぞれの地域性や独自性により、活動の推進方法も異なっております。一般的な形態として活動を推進するために役割を分担し、会長、副会長、総務、会計などの役員及び班や部などを設けております。その中には老人クラブ、子ども会育成部、女性部などのほか環境防犯、交通安全などの課題への主体的対応を目的として役員も配置されております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） それでは、補助金についてお伺いしますが、自治会に対しましてどのような基準で補助金を交付しているのでしょうか。

委員長（山田道行君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

各自治会への活動事業の補助基準についてであります。均等割と世帯割との2つの基準で助成し、公平となるような仕組みとなっております。その基準は、均等割は1自治会、市外地区2万円、農村地区2万2,000円となっており、世帯割は1世帯当たり一律120円となっております。

ます。その他、広報等の配付協力費及び納税推進員活動助成等を含めると、平成21年度予算では663万6,000円を計上したところであります。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 2007年度士別市の統計書によりますと、士別の人口の60歳台が3,575人、70歳から74歳が1,732人、敬老会の対象者75歳以上が3,238人となっています。また士別市老人クラブ等運営補助規則によりますと、対象年齢は60歳以上となっております。60歳以上ということになりますと、統計書の上では8,545人になります。老人クラブの21年度予算策定の人数は何人になっているのでしょうか。

委員長（山田道行君） 菅井介護保険課主幹。

介護保険課主幹（菅井 勉君） お答えいたします。

21年度の予算査定の数でございますが、老人クラブ運営補助金といたしましては、34老人クラブ1,550人に対しまして、359万1,000円の補助となっております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今言われた人数と統計書と対比しますと、60歳以上の方で老人クラブの加入者は約2割弱という程度になると思います。今、60歳定年が一応基準となっておりますが、年金支給開始年齢の引き上げによりまして、再任用制度を取り入れている事業所、それから再任用制度がない事業所でも、70歳ぐらいまで雇用されるケースもあると聞いております。19年度の労働状況実態調査報告書の中の従業員構成状況によりますと、60歳以上は全体で682人となっています。この内訳は常用の方が242人で8%、パートの方が119人で16%、臨時もしくは季節の方が311人で32%、今大きな社会問題になっている派遣の方が10人で42%となっています。以上申し上げましたのは、60歳以上で働いていらっしゃる方ですが、65歳以上の方の従業員構成状況はわかりますでしょうか。わかりましたらお聞かせください。

委員長（山田道行君） 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 労働状況実態調査につきましては、本市企業の雇用実態等を把握するため、毎年、市内従業員5人以上の事業所の労働状況について実態調査を行っているところでございます。

そこで、平成19年度の報告書の常用労働者やパートタイマー、季節労働者など雇用形態ごとの65歳以上の年齢分布についてであります。本調査は15歳以上の労働者数について雇用形態ごとに調査をしており、その年齢区分としては15歳から19歳、20代、30代、40代、50代、更には60歳以上というような区分で調査を行っております。したがって60歳以上につきましては年齢ごとの調査とはなっておりませんことから、65歳以上の年齢分布の従業員等の数字については把握いたしていないところとなっております。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 私は、住民の地域活動が福祉面で重要になってくるということを想定しますと、労働実態調査でも労働力不足など、土別地方における労働実態に合わせて統計書の年齢区分を74歳ぐらいまで調査しておく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（山田道行君） 高木主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 70ぐらいまでの調査ということでございますが、少子高齢化現象は全国的に進行し、中長期的に労働人口の減少が見込まれ、このことが大変心配されているところであり、このため国では、この不足する労働力を確保するため、平成18年に高年齢者雇用安定法の改正を行い、平成25年度までに、まずは65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、もしくは定年の廃止のいずれかの措置を講じることをすべての企業に義務づけているところでございます。今後は更に、国では企業の労働力を65歳までに限定するというのではなく、働く意欲のある高年齢者の能力を有効的に活用することが極めて重要とのことで、現在70歳まで働ける企業の普及促進を進めており、最終的には幾つになっても働ける社会の実現を目指しているというところでございます。

本市におきましても高齢化率が現在30%を超える中で、企業の若年者の就労状況を見ましても、必ずしもその労働力は十分ではないことから、今後の地域経済や地域社会が持続して発展していくためには、高年齢者の方々の企業や地域への参画が不可欠であると考えております。したがって、こうした観点に立ち、高年齢者の方々に企業の労働力として、またさまざまな地域活動に参画していただくためには、労働状況実態調査においても現状の60歳以上を一区切りとした調査をもっと細かく区分し、雇用形態や賃金などの調査が必要と考えますことから、例えば5歳ごとに区分するような年齢の調査について、今後対応いたしてまいりたいと考えております。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今、年齢構成別の労働実態についてお聞きしたのは、土別市におきましてこれからの地域福祉を考えた場合、自治会、とりわけ推進世代と思われる老人クラブの中の若い方々の力が必要となってくると考えるからです。土別地域福祉計画は、計画策定の趣旨では、地域におけるきめ細かなサービス提供のシステムづくりが緊急な課題とっております。また土別市の目指す新たな地域福祉像、課題の項では、「結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除くためには、高年齢者の果たす役割は極めて大切であり、地域社会全体で子供の成長をしっかりと支えていくことが重要であります」と結んであります。

そこで、私は今、60歳定年の方、そしてまた第2の職場で御活躍の方とさまざまですが、例えばこの世代の方々の力を自治会に結集をして、地域における助け合い活動の集大成とする、そしてこのことを自治会を中心に地域福祉活動体を構築すると、このようなことが今、超高齢化社会に求められていることと考えます。

現存の自治会はそれぞれ御活躍のことと思いますが、先ほどお聞きしましたところでは、60

歳以上で老人クラブの加入者は2割弱ということでした。高齢者が家に閉じこもることなく、積極的に人の輪に加わり人と接することが、身体的にも精神的にも健康になることを考えますと、多くの方の老人クラブへの加入を呼びかけ、老人クラブという組織を充実させて、自治会を中心とした地域防災、地域防犯、地域福祉体制の整備を図る必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

委員長（山田道行君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えを申し上げます。

柿崎委員のほうから、自治会を中心に地域活動をして、地域福祉ですとか地域防災あるいは地域防犯の整備を図って、特に60歳以上の方々の活動ができる場、こうしたことによって地域力を高めていくのではないのかという御意見だというふうに思います。地域力というのは、御承知のとおり総合計画の中で基本理念に据えられていまして、本市にある人だとかものだとか自然だとか、こうしたあらゆるものを資源としてとらえていく中で、これを高めることで地域の活力や、あるいは地域の財産としていく考え方であります。

特に、人の分野については地域づくりの最も最たるものということになりますので、個人個人はもちろんのこと、団体あるいは企業、これらがそれぞれ役割を果たして士別市全体の活力向上を図っていくこと、これが地域力の向上につながっていくというふうに総合計画の中でもとらえているところであります。こうした点におきましては、先ほどから答弁がありますように、自治会というのは地域コミュニティーの最も基本となる単位でありまして、現在においても福祉、それから防災、防犯、こういった分野で行政とともに取り組んでいただいているところであります。なかなか行政だけでは地域の課題解決が困難になってきているという状況の中で、こうした地域の活動は極めて重要だというふうに私たちも考えております。少子高齢化の進展に伴いまして、自治会を取り巻く環境というのも大きく変化をしております。その運営にもさまざまな課題というのがあるわけですが、高齢者を初めあらゆる世代の方々がさまざまな活動に参加できる環境の整備というのは、これからますます必要というふうに考えますし、このことが協働のまちづくりにつながっていく最たるものではないかというふうに考えておりますので、今後は行政としても支援を続けてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（山田道行君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今の答弁が実行に移されることを期待いたしまして、私の総括質問を終わらせていただきます。

委員長（山田道行君） 菅原清一郎委員。

委員（菅原清一郎君） 通告に従いまして総括質問をさせていただきます。

初めに、サンライズホールの運営事業について質問させていただきます。自主企画事業については特例区事業ということですので、もし触られた際には、そちらのほうからまた御注意いただければありがたいと思います。事業全般について触れてみたいと思います。

最初に、朝日町時代から文化の殿堂ということでつくられたサンライズホール、その中での事業がいろいろな展開をされているわけでありましたが、今日、合併以来、その事業もいろんな形の方向に反映されていっているように思うわけでありまして、サンライズホールの全体の事業は新年度5,184万5,000円ということで、そのほかに特例区事業の中の7,400万の中の自主企画事業が千七百うん十万という形になっているわけですが、委託費、それから需用費等々、ホールの管理にかかわる問題があるわけでありまして、今回、新年度において雨の漏水対策ということで事業が今展開されようとしております。聞くところによりますと、会館開設以後、そんなに長い時間もたないうちに漏水が発生していたというふうに思うわけでありまして、それが合併以後、こういう形で発展し、今回そういう多額の予算が今計上されながら改修されようとしております。その辺のことから、ちょっと最初に入っていたいただければと思いますが、よろしいですか。

委員長（山田道行君） 漢地域教育課主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） 改築工事につきましては、私のほうからお答えするというのではなくて、その全体的な今の朝日サンライズホールの事業の考え方等についてのみ、先にお答えさせていただきたいと思っております。

委員御指摘のとおり、平成6年9月にオープンをいたしました旧朝日町での朝日町サンライズホール、土別市の合併後は朝日サンライズホールというふうに一部名称を変えております。ここの施設の設立に当たりましては、地域コミュニティーの形成に舞台芸術というものをいかにコミュニティーツールとして使用しながら、当時の朝日町のみならず、近隣を含みます広い地域の皆様にかわいがっていただき活用いただける、そういう施設の運営の中から人々がいろいろとつながっていく、人々同士がつながっていく、舞台芸術と地域がつながっていく、それからの事業を始める場所というような考え方で事業を組んでまいりました。

当時から町のサイズ、旧朝日町という財政状況の中では、非常に多額の予算を運営には充てていただいて事業を展開してまいりまして、その中でもやはり当初は特に鑑賞型事業を中心として展開をしてまいりましたが、平成15年度あたりから市民参加体験型、体感できる事業というふうに事業の新展開をしております。現在、予算ベースでいいますと、確かに鑑賞型は非常に高額なものもありますので、事業費ベースでいきますと鑑賞型のほうがウエートは高くなっておりますが、事業の趣旨、またバランス等で考えますと、最近はかなりの割合が体験型、参加型事業というふうに思っております。昨日もその市民参加型事業の公演を開催いたしましたけれども、延べ50人、60人の方が、やはり1カ月半にわたって毎晩冬道をけいこ、準備に通うと。近くは当然地元土別市内ですが、遠くは名寄、旭川から毎晩通うというようなことで、満員のお客様の中でいい公演をすることができました。

それらの事業を今後とも展開していく中でということは考えておりますけれども、まず現状といたしましては、その当初オープニングの時点で設定しました方向性みたいなものは土別市との合併以後も大きくは変わっていないというふうに、ひとつとらまえております。詳細につ

いては、後ほど機会がございましたら述べさせていただきたいと思います。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） わかりました。事業そのものの中で、今御答弁あった事業、いろんな形でさま変わりしていつているわけですが、私が最近若干気になるところがあるわけですが、今、事業そのものというか、地域教育課の中で運営されている事業であります、朝日町時代から見ると、人も予算も減っている中で事業の量がほとんど同じ状況で進んでいると。そういう形で全市的に見ると今、どういう役割を教育課の中ではされているのかお聞きしたいと思います。

委員長（山田道行君） 漢主幹。

地域教育課主幹（漢 幸雄君） このサンライズホールの管理運営に関しましては、教育委員会の中の地域教育課が担っております。ただ地域教育課の中には一部スポーツ、公民館、郷土資料室等も朝日地区の部分につきましてはあわせ持っている現状でございます。旧朝日町の時代には施設の運営に関して、館長が教育長以下教育委員会の生涯学習、または文化振興セクションが担当運営をしております。現状では地域教育課が行っておりまして、館長は地域教育課長が座っております。

合併後、この事業の中で、やはり多くの市民の皆様にご文化芸術体験をしていただきたいというのは、当然、担当のセクションとしても考えておりますし、その仕事を担うということは当然のことであろうというふうに、まず考えております。ただ、従前持っておりました予算、人的枠組み等につきましては、朝日町という枠の中でまずベースを考えておりますので、一気に全市的な事業を展開するというのは、非常に私どものほうにも負荷が大きございまして難しい実情がございました。ただ合併いたしましてから幾つかの事業で、全市的な皆様にかかわっていただけるような事業展開ということも当然始めております。

その中の一つといたしましては、従前、土別市で学校教育課、その前は公民館が担当いたしました全市内の17小中学校の児童生徒約1,700～1,800名に加えまして、教職員二百数十名、大体2,000名程度を対象といたしまして展開してまいりました子ども芸術劇場という事業がございまして、これは土別市民文化センターのほうへ、鑑賞型公演で市内の小中学生にお集まりをいただきまして、すぐれた舞台芸術に生で触れていただくという事業を展開してまいりましたようでございます。

合併後、この仕事が私どものほうに担当をどうぞということにいただきまして、従前の鑑賞型一辺倒のやり方から、せつかく朝日サンライズホールにはいろんなアーティストとの太いネットワークが蓄積されておりますので、もっとダイレクトに直接的に子供たちに先生に舞台芸術を体感していただくような仕事にかえたいと、事業にかえたいと思ひまして、市内の先生方の集まりであります市教研のほう、また校長会のほうに御相談を持ちかけまして、平成17年度は鑑賞型のみでやらせていただきましたが、18年度以降はワークショップ、これはふだん子供たちが授業を受けている学校の中の教室、フリースペース、音楽室、視聴覚室、体育館等を使用いたしまして、演劇、ダンス、パントマイムその他のアート体験をアーティストを直接学校へ派

遣いたしまして、授業の時間の中で先生とともに体験していただく、学校でいう2時間が1こまという考え方でございまして、平成18年度、19年度には、おおよそ延べで50近くのワークショップを市内17小中学校ほとんどで開催をいたしております。

一部、土別東高校もその枠組みではございませんが、別な御相談を受けまして一緒に朝日サンライズホールでの和太鼓のワークショップに参加していただくような形もしております。その中には子ども芸術劇場の中にはワークショップのみならず、鑑賞型事業というメニューも幾つか入れてあります。小学校向けに約10個、中学校向けに約10個、年度が始まります前、1月ないし2月上旬にこちらのほうからプランを学校へ提示いたしまして、2月中をめどに各学校から御希望をいただき、その後、各学校とアーティスト、ホールの日程調整をさせていただいて、新年度1年間をかけてそういう体験をしていただくという形になっておりまして、本年度も現在、学校からの要望、市内17小中学校すべてから御要望いただいております、それらから出ている要望は、1つの学校で複数の御希望とか学年別、全校、いろいろな要望の形態がございます。なるべく子供たちのアート体験の充実を図るために、予算と手間の許す限り、ここには力を入れていきたいと考えておりまして、今のところ多分40ぐらいのワークショップ鑑賞機会を今年度は実施する方向になっていくと思います。

それに伴いまして、学校の先生方向けのワークショップというのも並行して行っております。学校の舞台設備、体育館等にごさいます舞台設備、学芸会とか学校祭に使うわけですが、学校によってかなり設備状況が変わっております。ただ全く設備を持たないという学校は当然ございませんので、それらのある設備を有効に使えるような、舞台芸術に関するワークショップを先生方向けに開催したり、あと今度、数年後から中学校の体育科のカリキュラムでダンスというのが必須になってまいります。ただ現状としてダンスというのは身体表現の一環として行われるようなんですが、現役の体育教師になられた方が学生時代にダンスを必須で習得されているというふうには聞いておりませんで、現状でも多くの体育科の先生は、実はダンスを教えるということについては非常に危惧を持っているというのを従前から聞いておりました。今年はその体育教師の皆さんに向けましてワークショップを開催いたしまして、その結果、先々月1月末にその先生方での舞台公演までやってみると、非常に多くのお子様、保護者、地域の方に起こしいただいて、改めてその先生の実力みたいなものを再確認して、高い評価を得たというふうに思っております。

そのような学校向けの事業もやっておりますし、もう一つは全市的といいますと年に1度程度ですが、土別市民文化センターと共催の形をとりまして、比較的市民の皆様にはわかりやすく、足を運んでいただきやすい音楽系の事業というものを開催いたしております。予算等につきましては100%自主企画事業のほうで担当いたしておりますが、会場費等の減免につきましては御配慮いただいております。過去3年間でフォークシンガーのイルカ、加藤登紀子、今年はずんだって宇崎竜童のアコースティックコンサートを開催いたしました。多くの皆様におこしいただいたものもございまして、そうでなかったものもございまして。これは企画側のほうにも問

題もあろうかと思しますので、現在、この方向がいいのかどうかというのを根本的にちょっと考え直して、取り組み直しを考えたいなというふうに思っております。

いかんせん、口幅ったい言い方ではございますが、舞台芸術を扱っていますセクションといたしましては、地域コミュニティの形成の一翼を担う有効な手段であるというふうに舞台芸術というものをとらまえております。今後もそれを全市的、近隣市町村含めまして多くの皆様を感じていただきながら、よいコミュニティ、コミュニケーションが生まれていくような仕事を続けていきたいというふうに考えております。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） よく事業もいろいろやられているんですが、その事業が地域教育課の中で今運営されているということではありますが、これは本市的に考えると、教育長、どういふセクションでやられるのが一番望ましいのか、逆に言うと地域教育課の中でこの事業をやることによって、こちらの担当とおっしゃいますか、そちらのほうが若干ぶれるというか、総合的に市の計画の中ではどういふふうにやられていくのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（山田道行君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） ただいまの今後の文化行政について、地域教育課のほうでやっていくという方向性その他の部分について、ちょっと御質問がございました。

現状、確定ではございませんけれども、今の段階におきましては合併特例区の部分もございまして、教育委員会はそれにかかわって全面的にその関与をして、内部まで実施しているという状況にはございませんけれども、サンライズホールは我が市全体の文化行政の核でもございしますので、基本的には今、地域教育課という枠組みの中で、合併以降サンライズホールを担っていただいておりますけれども、旧土別地区においては市民文化センター、そこに事務所を構えております中央公民館と、更に生涯学習情報センターに事務所を構えております生涯学習課、その双方の連携協力体制のもとで文化事業を展開してきたのでございますけれども、それらの今ある地域教育課と公民館、更に生涯学習課の役割分担というんでしょうか、相互の連携というんでしょうか、そういったものも図りながら、すぐにはいきませんが、漢主幹から説明がございましたように、土別市の全市的な文化行政を展開していく上で、どんな組織形態でどんなスタッフで望んだらいいのかについては、なお検討を加えていきたいと思っておりますし、それらの部分を基盤にしながら上川管内全般でのネットワークの中核となり得るような形で、今後、文化行政に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） わかりました。地域教育課並びに市全体の教育委員会がこれからまたそういう事業を、特例区が終わった後は当然そういうふうになっていくと思いますが、ひとつそういう方向でお願いしたいもんだなと思っております。

漢主幹といろいろ議論していますと、特例区の事業のほうにどうしても入っていきがちなんです、若干あれなんです、サンライズホールが今抱えている問題点とかいろいろ、そのソフト面でいろいろあるのかなと思うんですが、委託費、需用費がそれぞれ2,500万ぐらいが計上されている中で、果たしてこういう金額でもって、今後管理運営のほうで若干でも経費削減ができたりする部分がないのかなというふうに思うわけですが、事業費のほうにはちょっと入っていきませんので、一応この辺で、事業費といいますか企画事業のほうについては、本会議のほうでこちらでは入っていきませんのでこの辺にしておきますが、サンライズホールの今後、どういう形にしていこうと将来的に思われているのか、その辺お願いしたいのと、特例区終了年次の事業が今後どういう形で展開されていくのが望ましいのか、お望みなのか、この機会にお聞かせいただきたいと思います。

委員長（山田道行君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） お答えをいたします。

サンライズホールの今後の部分につきましては、現在もるる御説明申し上げましたように、やはり自主文化事業、しかも体験型の文化事業というのが平成15年から取り組んでいるサンライズホールの一つの特色でもございます。現在は、昨日も住民参加劇を終えたばかりでございますけれども、それらについてもさまざまな形で全道的、全国的にも評価をいただいております。更にその映像の取材等もあり、更にサンライズホールでの活動が全国的に更に発信されていくということになろうかなと思います。

一方、旧士別地区においても、形態は違いますけれども住民がみずから進めるというような活動も実行委員会形式で行われてきたということでございまして、それらについて鑑賞型あるいは参加型の事業というんですか、そういうことも含めてサンライズホールがやってきたこれまでの力というものを、旧士別地区で行われている事業にも生かせるような方向で考えていきたいというふうに思っておりますし、特例区がなくなった以降も、さまざまな文化事業は今後も継続していきたいというふうに考えております。

それで、とにかく御承知のように今年度多額の経費を費やしてサンライズホールを改修するわけですから、せっかく改修した施設がどんどん使われてこそ有益だということはございますので、その利用がどんどん図られるような形で今後の事業展開を図っていきたいというふうに思っております。ただ、一部参加型事業の部分の入場料等の市民負担の部分については、今後事業によっては見直していったって、それなりに財政的な負担の軽減を図っていくということも必要かというふうにはありますが、特例区終了後も今までの事業が全市的に展開され、サンライズホールが従前と同じような形で全道、全国に発信できるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 事業のことは触れられないということで、なかなか入っていきづらい部

分もあるんですが、サンライズの自主企画に関しても多額の市の補助をしながら事業運営させていただいているということ、非常にありがたくも思うわけではありますが、地域教育課のほうでもこの事業に対するいろんな補助を使った中で、なるべく負担を少なくして事業をやられているということ、この場をかりて、今後も一生懸命頑張ってください地域の文化の振興に頑張ってくださいなと思います。

せっかくサンライズホールの問題が出てきていて、ちょっとさわらずに行くのがあれなんですけど、今、改修事業がこれからやられようとしているんですけども、大ざっぱで結構ですがどんな提案型になって、それがどういう工程でもってやられるのか、その辺、さわりの部分だけお聞かせいただければと思います。

委員長（山田道行君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君） お答えいたします。

さわりの部分ということでございますけれども、この技術提案につきましては、従前から今年度に募集をかけて、21年度の補正予算で21年度中に改修を行いたいということで考えてございましたけれども、国の第2次補正の関係でこの分が前倒しになったということで、年度内にも契約ができるような準備がやっぱりできているところであります。

この公募につきましては、2月20日を締め切りとして公募いたしました。内容的に土別市内の本支店を持つ事業者を、単独であれば建築のAの格付の方、プラス建築Aの格付を持った方との共同提案ということで公募をかけた次第でございます。中身的には3組といたしますが、3社の方々から提案がございまして、それを審査委員会のほうで内容を審査いたしまして、最も実現性が高いと思われる1組に今決定をした段階でございます。この後は、それに基づいて実施設計を再度組みまして、改めてまた見積もりをする中で契約に結びつけて、21年度のいい時期に、11月ころを目指してございますけれども、改修工事を実施してまいりたいというふうなことで考えてございます。

内容的に、屋根あるいは外壁の漏水という部分が非常に問題点になってございましたので、その改修の実現性の高かった部分について、今、詳細については今後更に決定した提案者と現場あるいはサンライズホールのスタッフそろって、きちっと中身を精査の上、契約に結びつけていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 1点だけ確認しておきたいんですが、提案型で業者が決定した、今度実施設計をされると、その設計に基づいて過日の臨時議会で1億5,000万という形で予算が通っているわけですが、これを超えた場合また補正で組まれるのかどうか、どれくらいの費用がかかるか、我々も皆目検討がつかない状況の中であり、そういう提案でしょうから、その予算の範囲内であくまでもおさめてやろうとされているのか、あるいは実施設計でもってオーバーしたときにはそれに対応し得るような補正を組まれるのかだけ、お聞かせください。

委員長（山田道行君） 土岐部長。

建設水道部長（土岐浩二君） 現在のところ、提案している内容そのままでは、提案の金額といたしましては1億4,800万で今現在出てきております。これにつきましてはきちっとした実施設計を組んでおりませんので、場合によっては増減があらうかと思えますけれども、1億5,000万を大きく超えてしまうような内容にはできればしたくないというふうに考えてございまして、実施設計が上がった段階でどうしても足りなければ、やはりそういった措置も必要かと思えますけれども、現状では1億5,000万の中でおさまるものと、今判断しているところでございます。

以上です。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 次に、国際交流についての質問に入らせていただきます。新年度の予算の中で、前年度120万から今年度420万ということで計画をされているようであります。資料をいただきましたら10周年の記念事業をされるということでありますので、この機会にその内容について、るるお聞かせください。

委員長（山田道行君） 中峰企画課主幹。

企画課主幹（中峰寿彰君） お答えをいたします。

両市の姉妹都市提携10周年を記念した事業を実施することによりまして、ゴールバーン市との交流と、そして相互理解の促進を図る、それとともにさらなる交流事業の展開、そして国際理解や国際化へ向けての市民意識の高揚に努めると、こういったことで国際感覚豊かな人づくりを進めたいと、こういった目的のもとに基本的に3つの事業を計画しているところでございます。

その1つといたしましては、市民交流団の派遣事業、2つ目には記念フォーラムの開催、そして3つ目に高校生の短期留学研修、受け入れの年に当たるわけですが、これらについても記念事業の一つということで考えているところでございます。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 記念事業がこれからされて、こちらからも派遣をされるということであります。過去に何度か訪問され、また向こうからもいらっしゃっているようであります。これがこの地域にどんな形で生かされているのか、地域の子供たちも含めた中で、地域との交流はどのような形でやられているのか、そしてまたその成果なるようなものはどんなことになってきているのか、おわかりの範囲内でお聞かせください。

委員長（山田道行君） 中峰主幹。

企画課主幹（中峰寿彰君） これまでの交流の概要並びに成果の概要ということでのお尋ねでございまして、これまで本市からは4回派遣をし、ゴールバーン市のほうからは3回こちらに来ていたというような状態でありまして、こちらにゴールバーンの高校生が来市した際には、それぞれ当然学校での体験事業というような部分での体験、そして交流というところから

始まりまして、それ以外には市内の保育園を訪問したりですとか、あるいは市民との交流の場というようなことで、これは国際交流協会が主催するような形のもの、あるいは市が共催するような形で行われているものに出席をしていただいている。このほかには、土別神社祭への参加、そういったことで幅広くできる限りの機会を利用しながら、日程が合いますとふれあいフェスティバルのような市民の皆さんが多く集まるようなイベントにも参加をするようなことで交流していただいております。

こうした部分で広く、なかなか海外の方との交流機会が少ないわけですが、ゴールバーン市との交流によってそうした海外の方との交流、その中で国際的なことに対する理解ですとか、そういったものに寄与されているものと、このように考えているところでございます。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） いろんなこういう交流事業、ややもすると行政が先んじているんなことがされる機会が多い。あるいは発足もそうではありますが、本市に至ってはサフォーク研究会がこの事業の火つけ役となって事業が始まったということで、大変喜ばしいことでありまして、民間の力がまたそういうことまで発展したということは、今後に向けて本市のいろんな意味での国際化に寄与していられるんだろうと思うわけでありまして。

朝日においても、国際交流はフィリピンとの国際交流が10年間あったわけではありますが、合併と同時にそれがそこで一定の区切りをつけて、今日はゴールバーンという本市の姉妹都市の中でこういう交流がやられておるわけではありますが、どうかこれからの国際化に伴ってあらゆる意味、低年層まで広げることは非常に厳しいんだろうとは思いますが、今後に向けても高校生のみならず中学生ぐらいまで、いろんな意味でそういう交流の機会をつくっていただけるようお願いしたいもんだと思いますが、その辺の意見を聞いて、この件については終わりたいと思います。

委員長（山田道行君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） お答えを申し上げます。

今、菅原委員のほうから国際交流にかかわって、ゴールバーンとの交流ということでお話がありましたけれども、このゴールバーンの交流、今、菅原委員のほうからお話しあったように、当初はサフォーク研究会という民間のほう为主体となって始まった交流が市民交流に発展して、これがまた行政交流に結びついてきたという点では、今までの国際交流の中ではちょっと変わった部分に土別の交流はできているのかなというふうに、今私たちも評価をしているところで

そこで中学生の交流ということも話がありましたけれども、過去、大人の方の市民交流、それから高校生がゴールバーンに行く、高校生がゴールバーンから土別へ来るという交流をこれまで続けてきた中で、国際交流協会としても広く協会の事業ということでありますけれども、例えば小学生については絵画を交換しようということで、これも何度か実施をいたしまして、ゴールバーンのほうの図書館に土別の子供たちの絵が飾られたり、向こうから来た絵をこちら

で小学校に飾ったり、それから中学校については高校生になったら直接行く機会があるだろうというような考え方に基づいて、中学生についてはメールを交換するといったような事業もこれまでやってきていますので、そういった小中高と広く交流ができる環境づくりというのを、今後とも協会と一緒に行政としても考えていきたいというふうに考えています。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） それでは、次の質問事項に入らせていただきます。

次のことについては、この間の一般質問でお話しされました地域交流施設についてその内容等々、あるいはまた目的とか、それから建設場所等々について再度お伺いするものであります。

私の考え方についてはこの間申し上げたとおりでありますし、市長からもそのような答弁で、現山村研修センターに併設するんだという強い意向でありましたので、それはそれとしてそれ以上入ってもどうしようもありませんから、ならば建設される状況においてどんな形にこの施設がさま変わりしていくのか、そしてまた地域との交流施設と呼ぶにふさわしいような形にしていくために、いろんな問題を諸課題もおありでしょうから、それをどういう形でこれからされていくのかお伺いするものであります。

1つ目については、併設するというふうになると、あの施設は大変もう古いということもありまして、何度かの予算、国の過疎債等々を使いながら何度か併設をして今日来ているという状況の中でありますので、どの場所に大体つくられて運営していくのかお伺いするものであります。

私がちらっと聞いたところによりますと、あの横にはテニスコートもありますし、そういう問題点はどうしていくのか、住民が使えるテニスコートは今あそこ1カ所しかないということ、それからナイター設備がついているので、1面のコートではありますが非常に利用度が高いという場所でもあるので、その辺の考え方は概略を含めてお聞かせください。

委員長（山田道行君） 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（加藤浩美君） まず、地域交流施設の建設の目指す方向性ということから御説明させていただきたいと思います。

この施設につきましては、朝日地区におきまして宿泊施設がない、あっても山村研修センターという合宿施設ということで、一般の方にお泊りいただくような施設がない、あるいはサンライズホール事業等が展開される中で、出演者あるいは観客の方にお泊りいただけていないというような状況、それから昭和50年に建設されました老人保健センター、こちらに公衆浴場機能を備えた浴場がございます。こちらのほうが老朽化に伴いまして、ボイラーの配管改修ですとか、そういったものが近々の課題となっていると、そういった課題を解決するということと、合宿の里をキーワードとしたまちづくりを更に推進し、交流人口の拡大を図るとともに、地域交流の場の拡充を図る、建設に当たりましては宿泊、入浴、交流の3つの要素を取り入れまして合宿の個室化対応あるいは来訪者の宿泊場所の確保のための宿泊機能、交流浴場、住民の保養の場としての入浴機能、宿泊者や住民が接点を持つことができる交流機能を兼ね備えたもの

とする。建設場所にあつては朝日地区におきますこうした一般の宿泊需要から推測して、単独の設置では管理運営に大きな負担が生じることから、朝日山村研修センターに併設し、一体的な管理体制の中で運営しようとするものでございます。

委員のほうから御指摘のありました建設場所につきましては、こういった中で本年度基本設計、実施設計等を進める予定になってございます。場所については山村研修センターに併設ということで、具体的な位置についてはまだ確定しておりません。ただし現地の敷地の状況からいきますと、山村研修センターの南側あるいは西側というところが敷地に確保できる場所となっております。

先ほど御指摘いただきました山村研修センターの南側ということになりますと、朝日テニスコートがございます。こちら、コート2面、ナイター設備がついてございます。そういったことも想定されますことから、朝日テニス協会のほうとも事前に打ち合わせをさせていただいております。朝日地区には山村研修センターの南側のほかに、朝日中学校にテニスコート2面を持ってございます。こちらのほうはナイター設備はついていないというような状況であります。協会のほうと協議いたしましたところ、テニスコート、現在2カ所あるところを1カ所に集約しても構わないと、問題ないというような回答をいただいているところであります。ただ、先ほど言いましたとおり、中学校のテニスコート、ナイター照明がございません。それからコート面にも多少難がございます。リニューアルも必要、あるいはフェンスが傷んでいるということもありますので、今後、移設なり何なりが必要となった段階で、建設場所が確定した段階で、その辺についても整理検討していきたいというふうに考えております。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） かなり、るる詳しく決まっているようであります。ぜひテニスコートの関係も地域の体育協会あるいはテニス愛好者とも十二分に協議して、ぜひ住民の声を最大限生かしていただきたいと思うのであります。

それから、この交流施設には3億という膨大な予算がつけられようとしているわけでありまして、朝日地区の合宿にかかわる施設として今ある施設が非常に老朽化しているということ、あるいはまた大部屋対策で非常に研修室とかがつくられている。それは予算をいただく関係でそういうふうにつくられたものだろうと思うわけでありまして、また以前はそれぞれのチームが非常に人数も多くて、1つの部屋でもそれが詰め込み主義でもできたわけでありまして、最近はその学校あるいはどの県にしても、少数の人数のために非常に効率的に悪い状況になってきている部分もあるので、ぜひその研修室、古い建物のほうの改修もこの機会に見直していただきたいなと思うわけでありまして。

ぜひ、その3億の予算があるから、それを目いっぱい上限まで設計費の中に盛り込んでその地域交流館なるものを建てようとするのではなくて、この機会にやはりあの施設全体をもう1回精査していただいて、合宿者に、あるいは利用者にも親しまれるような施設にしてほしいもんだなと思うわけでありまして。自分もいろんな立場の中でスキー合宿とかあるわけですが、や

はり非常に少数化しているということでもありますので、いま一度その辺の検討もしていただきたいなと思うわけでもあります。

それから、若干名前についても、今年こちらの農産加工の施設が「の一む」という非常に優しい名前がつけられたと、住民から募集してつけられたようではありますが、今まで行政機関がやっている名前ですと、あそこの施設は非常に長ったらしい名前です、私もほとんどわからないんですけれども、農業構造改善事業の中あるいはまた林業の資金も使っているということで、入り口に非常にかたい漢字の名前がついているわけですが、この機会にその辺も見直していただいて、地域住民に親しまれるような愛称の名前をつけていただきたいなと思うわけでもあります。どうかひとつこの施設については、地域によってはもう最後になるような地域の住民の施設だろうと思うわけでもありますし、どうか皆さんのいろんな意見を集約しながら、そして地域の声も生かしながら設計に反映され、できるだけ早い機会にまた建築のほうをお願いしたいもんだなと思うわけでもあります。

それから、次に北海道企業局からの払い下げという言葉は非常に悪いんですが、そちらの住宅についての質問をさせていただきます。

この施設については昨年度今ごろ、ちょうど北海道企業局の天塩川発電所の事務所が全面閉鎖をして鷹泊発電所のほうに全面移転するというので、職員の住宅が合宿所を含めて8棟あるわけでありまして、この施設が実は地域のほうに何とか利活用していただけないかということであるお話をあった。市のほうにお願いをしまして北海道企業局のほうにこれを払い下げを要請してほしいということであって、昨年秋と申しますか、それがやっと決定をしたというふうに伺っておりまして、夏の間、窓を開放することもなく、非常にその建築物の傷みが危惧されるところでございますが、今後についてのこの施設についての考え方をこの機会にお聞かせください。

委員長（山田道行君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） 企業局の公宅についてですけれども、これは市のほうで地域振興のために利活用するというので、道のほうに譲渡の申請をしたところでございます。それらの申請に当たりまして利用計画を作成しなければならないということで、その計画の中では、企業局さんのほうで寮として活用していた合宿所、これが一番大きいんですけれども、それについては山村研修センターの補助的な長期滞在型の合宿所としての活用、そして次に大きい所長住宅があるわけですけれども、これにつきましては移住希望者の方々に対する体験宿泊交流施設としての活用、そして残る6棟ですけれども、これは一般住宅になりますけれども、この6棟につきましては、例えば朝日の郊外のほうに住んでおられて農業をされている方、そういった方が中央のほうに住んで通い作をしたいというような方のための高齢農業者の定住促進住宅で、残りにつきましては地元企業者の方の雇用を拡大した際の定住促進住宅、あるいは従業員のための定住促進を図るための住宅としての活用をしていただきたいということで計画を作成いたしております。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 地域からの声が非常に大きいというか、そういう希望者が非常に待っている状況でありますので、いろんなハードルがおりなんだろうけど、できる限り急いでほしいということと、先ほど申し上げましたとおり、もう約1年閉鎖されたような状況でありますので、その損傷度が心配される中でありますので、できる限り可能な限り早くしていただきたいなと思うわけであります。

それで、6棟を一般住宅等々にしたいという計画であるようではありますが、地域住民の財産を払い下げする場合にいろんな問題点が生じてこようと思うんですが、そういう払い下げというか、売り払いをするようなことは実際に可能なかどうか、そしてまた入居者がある程度募集というかお話をする場合でも、そういういろんな条件はこれから決められるんだけれども、その辺の条件がかなり高くなってしまうと、それも入居希望者が減ってくる原因になるかとも思うわけあります。住宅事情の関係で一刻も早くという方も何名かいらっしゃるので、急いでそういう対策を講じてほしいもんだなと思うわけあります。その点についてひとつお聞かせください。

委員長（山田道行君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 市といたしましても、この取得に当たりまして、当初希望される方に売り渡すような格好で考えておりまして、これは道のほうにも再三そういったことを要請していったわけですけども、実は今回、道のほうでも住宅の評価あるいは土地の評価をして、地元の自治体で有効活用するというので、その評価額をかなり下げて譲渡してもらったということがありまして、そうなりますと今の道のほうの財産の規則のほうで、7年間の用途指定というのが契約上義務づけられるという形になっております。

ただ、現時点では、その規則の関係から売り払いということはできないことになってしまいますけれども、できるだけやっぱり地元の方に長期的に活用していただきたいということで、入居を希望される方におきましては、その道の用途指定の期間の満了後にあってはそのまま譲渡できるような形での入居をしていただくというようなことを検討していきたいと考えております。

それと、条件のほうについてですけども、これも道のほうにはそういった計画で出しましたけれども、今後雪解け後にすぐ入っていただくように募集等をいたしたいと考えておりますけれども、その際、地元の方の意見をお聞きして、条件についてもある程度の緩和のほうはできるのかなというふうに考えております。

委員長（山田道行君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 最後にその関係で、朝日地区の公営住宅は非常に空き住宅が目立ってきておりまして、なかなか公営住宅のかわりにということにもならないというふうな思いわけでありまして、いろんな形で条件緩和をして地域に使っていただくということであるので、入った後、7年間は売り払いできないとしても、中の改修なんかは各自ができるようにしてほしいものだなと思うわけですね。改めてまたこれから見て、どの程度の損傷度をもって市がそれを

改修して云々ということにもならないだろうと私は思いますし、そういう中での、ある程度金額的にもこのお話があったのが去年の2月ぐらいでありましたから、その時点で地域住民にはある程度その値段が提示されたんですね、声として。ですからそれを極端に大きく上回ることなく、また公営住宅の家賃とも対比してそれ相応の金額になると、それもまた大変だろうなと思うわけでありますので、この問題については定住促進の対策ということでもあるんでしょうから、ひとつ行政側の特段の配慮をいただきたいなと思うわけであります。このことは要望という形で私のほうからお願いいたしまして、私の予算での質議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

委員長（山田道行君） 田宮正秋委員。

委員（田宮正秋君） それでは、総括質疑ですね、簡潔に行いたいと思いますのでよろしく願いします。

監査委員の報告書で税外収入収納事務として、いわゆる未収金の種別として債権は大きく分けて公法上の債権と私法上 - 私上ですね、私法上の債権に分類され、公法上の債権には分担金、使用料、手数料、過料などがあり、消滅時効は5年であります。また私法上の債権は貸付金などにかかわる債権など公法上の債権以外の債権で、民法の規定が準用されております。そして債権の未収金の合計が1億4,152万1,332円となっておりますけれども、この債権の中で大きいのが何ほかあるんですけれども、畜産基地建設事業受益者負担金についてなんですけれども、これ見ますと、昭和56年から59年の間に実施された施設整備にかかわる事業の中で残っているわけなんですけれども、この事業の債権内容について、まずお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 佐々木農林振興課主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えします。

畜産基地建設事業の負担金の滞納の関係でございますけれども、まず事業の内容といたしましては市内の酪農家、肉牛農家、養豚、それと公共牧場の羊の関係も含めまして、合理的な畜産物生産のための草地の造成の基盤整備、それと機械施設等の施設整備を昭和56年から4年間で農用地開発公団により実施いたしました。受益農家は当時28戸ということで、それと土別市も含めまして29、総事業費が約61億円に対しまして農地造成が600町、それと施設整備が29施設、あと機械導入で354台というようなことで、補助率は国が65に対しまして、道と地元でもって17.5ずつを負担するというふうになってございます。

その支払い方法につきましては、その17.5に対しまして、建設利息等も含めまして償還元金11億6,000万といたしまして、事業完了後20年間、3年据え置き17年償還ということで、年次償還表に基づきまして土別市が徴収し、道もそれに同じく17.5を上乗せして公団に支払うと、そういうシステムになってございました。

負担金につきましては、草地造成などの基本施設整備ということですので、当時の公団法に基づきまして道や市のほうで負担金徴収条例を設置しながら、その中で負担金として公法上の債権として支払ってございます。それと対価、すなわち契約に基づいて支払うものということ

で、施設機械等の施設整備につきましては、対価として公団と道、道と市、市と受益者がそれぞれ譲渡契約に基づいて私法上の債権として支払うというふうになってございます。

債権発生理由ということですが、まず市は道から受益農家の負担金、対価も含めまして請求がありますので、それに基づきまして市は受益農家分を含めて道に支払わなければなりません。それでもし受益農家が市に滞納となると債権が発生するというようなことでございます。

それで、今回、監査のほうで御報告ありましたその内訳ですけれども、滞納の戸数につきましては全部で5戸でございます。そのうち酪農家が4戸、養豚農家が1戸ということでございます。16年度までに当然支払わなければいけないということですので、その結果、残ったのが5戸ということでございます。負担金と対価の両方の滞納が3戸、対価のみの滞納が2戸ということでございます。酪農家の内訳につきましては、3戸は当時の後継者が離脱したということで経営が困難となりまして、平成元年、平成8年、平成10年、それぞれ農地や機械や施設を1戸は土地のみ、2戸は新規就農のための酪農家に全部売却したものの、売却額がそのときの償還元金を下回ったため滞納の発生となったということでございます。市内に1戸、道内には1戸、道外に1戸ということで提出してございます。それともう1戸につきましては、現在も酪農経営を継続しているものの、道外からの新規入植でもあったため収支が悪化し、平成7年から滞納の発生となっております。

酪農家につきましては、負担金としまして1,133万5,772円、対価につきましては6,817万4,814円、合計で7,951万586円の滞納となっております。それと養豚農家1戸につきましては、平成7年に経営収支の悪化により養豚経営を中止し、農地についても大部分を処分し、現在施設と施設用地のみとなっております。この農家につきましては、負担金として3,976万491円、対価で3,697万274円、合計で4,094万6,765円ということで、総合計でいきますと負担金で1,531万2,263円、対価といたしまして1億114万5,088円、合計で1億2,045万7,351円というふうになってございます。

ただ、現在この1億2,000万となっておりますけれども、そのうちの1戸につきましては、平成2年から平成7年の間に公団と北海道と士別市でもって基金を造成しまして、それに基づく果実でもって繰り上げ償還というような手続もしてございます。その対策事業というのは償還金整理特別対策事業ということですので、その段階で実質的には士別市のほうから道のほうにも支払っておりますので、ただ受益農家に対しましてはそのまま債権が残るということですので、受益農家につきましては債権は残っているものの、実質的にはその差額は減少するということでございます。その金額が1,974万3,614円。この金額はその農家に請求をしておりますけれども、実質的には道に対してもう繰り上げ償還が終わっているということですので、その金額を差し引きますと約1億71万3,737円が現在の平成19年度末の滞納というふうになってございます。この中にもそれぞれ士別市内にいる者につきましては、平成14年から21年にかけて経営の改善に基づきまして、それぞれ入金もしていただいているところでございます。それぞれの農家に対しまして毎年請求を行いながら、早期支払いを促しているというような事ござ

います。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いろんなのがありますよね、市営住宅がいろんなのあって。不能欠損というのは5年で、企業会計だったら3年で不能欠損で落ちてきますよね。例えばここでいう、いわゆる公法上の債権、ここでいうと負担金ですね、1,500万、こういうのは不能欠損として落ちないんですか。

委員長（山田道行君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えします。

今現在、そのようなことで負担金につきましては5年で地方自治法及び土別市の会計規則に基づきまして不能欠損をしている状況でございます。その中で1軒につきましては、明らかに土別市から離脱をして本州方面に行かれて、その残地及び施設につきましてはもう処分されているということで、入の見込みがないということで、その分につきましては毎年不能欠損の処分をさせていただきます。それで今現在残っているのが、この負担金につきましてはこのようなことです。それと負担金につきましては、その残っている方につきましてはそれぞれ途中で入金をしていただいておりますので、そのほかのものについては不能欠損の処理をしていないということでございます。

負担金については以上でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） そうしたら、途中で入らなかったら5年たったら落ちていくということですか。たまに入れたり、今年はちょっと厳しいから入れん、次の年は入れたと、そうなっていったらそういうふうなやり方で不能欠損で落ちていないということですか。

委員長（山田道行君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） お答えします。

負担金につきましては、先ほど3軒の農家があるということで、その1軒については本州方面に行かれたので不能欠損処理していると、あとの2軒につきましては、それぞれ農業経営を行っておりますし、まだ施設等々もありますので、促しながら少しでも入れていただいているというような状況で、不能欠損にはしていないということでございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） ですから、では入れなくなって5年たったら不能欠損で落ちると、そういう考え方でいいんですね。

委員長（山田道行君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） はい、そのとおりです。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） わかりました。一応そうしたら、大変だからということで5年間入らなか

ったら不能欠損で落ちていくということですね、この公法上のやつはですね。また後で別な形でお伺いしますけれども、商工費の貸付金の収入について債権内容ですね、これを見たら「債務者無資力により返済能力のない者が多く、償還は困難をきわめております」となっておりますが、この内容をちょっとお伺いしたいんですけれども。

委員長（山田道行君） 高木商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（高木守昭君） 債権者3名の関係ですけれども、1名は代位弁済を、企業の倒産ということで、会社が整理されているということで、全く返済がなされていないということでございます。残りの2名の方については、1名の方については高齢ということで平成18年3月までは分割で返済していただいたところでございます。もう1人の方につきましても、同じく18年3月まで分割で返済していただいたんですが、現在は今日的な厳しい経済環境の中で思うように仕事につけないということで、生活も大変ということで、現在は返済していただけないという状況でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） これもいわゆる昭和52年から平成5年にかけてということでやっているわけなんですけれども、返済能力がないんだと、このようなふうに書かれております。そのほかにも大きいのは保育所の負担金、約500万とか、市営住宅使用料990万だとか、そういうのもあるんですけれども、こういうのは公営住宅なんかは5年で落ちていきますよね、現年度とにかく家賃を払ってもらうということで。そういった面で監査委員の報告でこのように書かれているんですね。「畜産基地の受益者負担金、対価分にあるような私法上の債権の中で、償還がなされないまま一定期間が経過し、消滅時効の期間を満了しているものの、債権を放棄するための時効の援用が難しいことから、不能欠損の手続もできずに、実質的に回収が困難な債権や破産法などの定めにより、債務を免れた債権を管理している事例が見られました。このような債権を一律に徴収に向けて管理していくことは、現実的な可能性や債権管理に要するコストを考慮すれば必ずしもいい方策とは言いがたい面もあると思われる。市の歳入を確保し債務を履行している者との公平性の面からも、債権の回収については厳とした措置をとるのは当然のことではありますが、それでも回収できない債権については、不能欠損として整理できるような方策について検討する必要があると思われまます。」このような監査の意見があるんですけれども、これはその自治体自治体によっていろんなケースあると思うんですけれども、このような債権を処理している自治体もあると聞いているんですけれども、そこら辺どうなんでしょうか。

委員長（山田道行君） 三好総務部次長。

総務部次長（三好信之君） お答えいたします。

お話しのように私法上の債権というのが、これ時効期間終了しても本人からの時効が完成いたしましたので、債権を消してくれといったような援用がなければ債権が残ってしまいます。実際にはその援用の申し出というのをする人というのはほとんどいないような状況にありますので、結果としてはずっと債権が残ってしまうということで、この債権を消滅させるためには

自治法上の本来議会の議決が要るんですけれども、条例で定めた場合はその条例で債権放棄をしても構わないというのがあります。

そこで、その条例制定に関してなんですけれども、これまで債権放棄の条例というのを持っている市町村というのがあまりなかったわけなんですけれども、実は平成15年と17年に水道料金あるいは病院の使用料、これまで公法上の債権と思われていたものが、最高裁のほうでそれは私法上の債権になって、2年とか3年で時効期間が来てしまうということに判例が出されました。それで結局援用を申し出る人が余りいないということで、それをずっと落とさないで持っていくと事務的に大変になるということで、近年、各自治体でその条例を制定するところがあらわれてきたというような状況にあります。たしか札幌のほうも最近つくって、名寄さんのほうでは、この12月に債権放棄の条例をつくったような状況にあります。

土別のほうでも、当然こういった未集金を残さないといったのが最善の策なんですけれども、今後の債権管理をしていく面あるいは簿外資産で置いておいても、実際に徴収というのは難しいといったような現状を考えまして、監査の意見にもありますようにその条例制定というものについては検討している状況にあります。ただその債権を放棄するための条例の中に、1件当たりの限度額をうたっている市町村があったり、全然うたっていないで条例の中で無制限に債権を放棄できるといったような条例をつくっている市町村もありますので、その辺については今、ちょっと検討していきたいというふうに考えております。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 例えばこの畜産基地の場合、56年から59年ですから、もう今から28年から25年ぐらい前になるんですけれども、この方の年齢というのは幾つぐらいになっているんですかね。

それと、本人から援用の申し出があればいいということなんですけれども、そういうのを御本人が知らないんじゃないですか。

委員長（山田道行君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 5名の年齢ですけれども、今現在でいいますと1人の方が76歳、もう1人の方が78歳、もう1人の方が66歳、今も市内で営農されている方が54歳と、もう1人の方が57歳でございます。

委員長（山田道行君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） あと、それと援用という制度は知らないんでないだろうかというようなお話がありました。この援用という特別な言葉ですので、大抵の方は知らないのかなというふうに思いますけれども、それで総務省のほうの見解なんですけれども、例えば水道料なんか未納されている方に援用という制度がありますよというようなことを自治体が積極的にやるのは、今度一方、普通に払っている住民の方から、安易な自治体が債権放棄になるんでないかということで、そういう積極的な援用制度のPR的なものはするべきではないというような見解も出されております。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 水道料金だとか公営住宅だと、そういうのは別にしましても、今言われたところでも78歳の人に、そんな中でもしそういう制度があるのであれば、他の市町村でもそういう条例をつくってやっているのであれば、本市も検討すべきだと思うんです。この1億4,000万のうち畜産基地の場合は1億500万あるわけですから、検討するというところでよろしいでしょうか。

委員長（山田道行君） 三好次長。

総務部次長（三好信之君） 条例の制定に向けては、今後検討していきたいというふうに考えております。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 次に、子育て支援策についてお伺いしたいと思いますけれども、いわゆる児童手当と児童扶養手当ですか、その20年度における受給実績をお伺いしたいと思います。

委員長（山田道行君） 大西児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） 児童手当と児童扶養手当の20年度の支給実績についてお答えいたします。

最終決算前でございますので、支給見込み額について申し上げますけれども、児童手当は総支給額1億3,975万円、2月末の現在の対象児童数は1,812名、次に児童扶養手当でございますけれども、総支給額が8,166万9,000円、受給世帯数でございますが170世帯となっております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 2つあわせたら2億2,000万になるんですけども、この数字というのは国民年金と厚生年金の数ということで、いわゆる公務員の共済年金、そういう方たちの数字は入っていないんですよね。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） お答えいたします。

児童手当につきましては、公務員の場合、勤務先が窓口になってございますので、この数には含まれてございません。児童扶養手当につきましては市の児童家庭課が窓口になってございますので、この数に含まれてございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） それで、その児童手当、児童扶養手当ですか、また今後支給される定額給付金とか、そういうのは非課税だと、そういうふうな住民税と所得税は関係ないですよとなるんですけども、今度最終日に出てくる子育て応援特別手当、これも非課税になるんですか。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） 子育て応援特別手当でございますけれども、子供1人に当たり

まして3万6,000円が支給されます。所得税、住民税の取り扱いでは一時所得とされてございまして、これには50万円の特別控除がございまして、これ以外に一時所得がなければ課税されないものでございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） いわゆるその法的性格というのは、市町村からの贈与ということで、そういった面で一時所得となると、そういった面で3万6,000円ですからね、別に関係ないですよ。ところが何らかの形で一時所得があって50万を超えた場合に、例えば全部入れたら53万6,000円になりましたよとなった場合、それに対して50万控除になって、そして残ったやつのおよそ2分の1が算入されますね。そうしたら3万6,000円ではなく1万8,000円になるということですね。そういうとらえ方でいいんですね。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） 一時所得の関係なんですけれども、50万を控除いたしまして、更にその2分の1が所得となるわけですが、この一時所得で先ほども申しましたけれども、金額がある程度のものになりますとその分が加算されて、税金が掛けられるということでございますので、おっしゃるとおりであるというふうにお答えいたします。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 母子家庭での児童扶養手当の制度と、例えば子供さんが2人いた場合の所得の制限、ある程度の一定の所得があったら10円刻みだったですか、何か落とされてきますよね。その子供さん2人で例えばお母さんといった場合に、何ぼになったら減らされるんですよ、それは幾らぐらいなのでしょう。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） まず、児童扶養手当の制度の内容について若干触れさせていただきたいと思いますが、父母の離婚等によりまして父親と生計をともにしていない児童を扶養している母子家庭等の生活の安定と自立を助けまして、児童の福祉の増進を図るための制度でございますが、手当の額につきましては扶養親族の数に応じて、今おっしゃいました所得制限限度額が決められておりまして、そのどこの範囲に該当するかで全部支給、または一部支給等に分けられます。

この全部支給の場合でございますけれども、この場合は月額4万1,720円、一部支給は所得に応じまして4万1,710円から9,850円までで、10円刻みの額になってございます。なお対象児童は18歳に達した以降の最初の3月31日までのものとされてございまして、児童が2人以上いた場合、2人目は5,000円、3人目以降は更に3,000円ずつ加算されることになってございます。今、御質問のございました子供が2人の場合の所得制限額はいかほどかというお尋ねでございますけれども、全部支給の場合が95万円、一部支給の場合は268万円となっております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 母子世帯というのは、そういう手続というのは皆さんしていらっしゃるんですよ、この市においてはね。簡単でいいです。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） お答えいたします。

申請につきましては、通常児童手当の場合は転入したときや出生したとき、また児童扶養手当につきましては母子家庭となったときに市民課のほうへ手続に来られます。その際に市民課の窓口で児童家庭課のほうへ御案内をしていただきまして、こちらのほうでその手続をするという流れになってございます。でありますので、大方の方は申請されているものというふうに押さえております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） わかりました。

次に、南町の環境整備について簡潔にやっていきたいと思うんですけれども、東大通りが国道40号まで完了しまして、すぐに1月の末には国道40号に信号機もつけていただきました。地元自治会からは南町の東1号道路、あそこにもぜひ信号機が欲しいという要望もあったんですけども、残念ながらあそこは一時停止になったんですよ。それであそこが一時停止がついて東大通り完了して、交通事故、今現在何件ぐらいあったんですかね。

委員長（山田道行君） 半沢土木管理課主幹。

土木管理課主幹（半沢 勝君） お答えいたします。

御質問がありました同交差点における交通事故の件数につきましては、土別警察署に問い合わせたところ、供用開始から現在まで物損事故が3件ほど発生したと聞いております。

以上です。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） まだ何カ月もたっていないで3件なんですけれども、全額道の金でやりますから厳しいかどうかわかりませんが、将来的には信号機の設置もお願いしていただきたいと思いますと思うんですけれども、あそこは僕らも何回も見たんですけれども、あその交差点、非常に雪で見えないんですよ。大分前に行かなかつたら。ですからあそこ、除雪のやり方を変えたら、よくグリーンベルトなんかやりますよね、見やすいように。ああいう形で角をとってしまったら見やすくなって、その分事故も減ると思うんですけれども、そこら辺はやっぱり今度、来年になってしまいますけれども、そういうこともしっかりやっていただきたいと思うんですけれども、そこら辺どうでしょうか。

委員長（山田道行君） 小野寺施設維持センター所長。

施設維持センター所長（小野寺一博君） お答えいたします。

昨年11月に東大通りが東1号道路まで開通したことに伴いまして、従来の交差点から見ます

と交通の流れも大きく変わることから、除排雪方法等につきましては除雪した雪での視野の確保等に配慮し、堆積した雪の高さの低減に努めるように進めてまいりました。東1号道路につきましては南郷通りから当交差点までの区間の排雪作業を今シーズンは3回実施しており、更に交差点独自の排雪も2回、焼き砂散布も実施してきたところです。今後におきましても道路パトロールをする中で、適切な除排雪時期の検討や交差点の見通し不良による事故防止対策に対応してまいります。

以上です。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 簡潔に聞きますので簡潔に答弁をお願いします。

当然交通量が増えているんですけども、新年度におけるあそこの計画ありますよね、構造だとかいろいろ。そういった面で計画を伺いたいと思います。

委員長（山田道行君） 半沢主幹。

土木管理課主幹（半沢 勝君） お答えいたします。

当地域におきましては、大型商業施設や振興住宅地域といたしまして、今後とも増加傾向にある自動車交通や歩行者に配慮しまして、交通安全施設整備を進めることといたしまして総合計画にも位置づけておりますけれども、南町東1号線の歩道新設工事を平成21年度から国の新しい交付金を活用する中で計画しております。事業概要につきましては、全体計画延長が1,370メートル、幅員が2.5メートルの片歩道の構造で、街路の東大通り交差点から川西上土別街道線までの区間を施行年次計画が4年から5年と想定しております。新年度では調査設計業務と約160メートルの歩道の工事とあわせまして、事業費2,200万ということで、現在国土交通省のほうに事業の採択を進めておるところでございます。

また、単独費の交通安全施設整備事業といたしましても、東大通りの交差点から南郷通りへ向かい、現在、東1号線の東側には既設歩道が整備済みとなっておりますが、西側のショッピングセンター裏手側にも安全確保のため既設道路敷地を有効活用する中で、2.5メートルほどの歩道新設を200メートル、21年度の予算に計上していたところでございます。

以上です。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 国土交通省に事業採択を申請するんだということで、こういう時期ですからできるだけ早期発注をしていただきたいんですけども、そこら辺はどうですか。

委員長（山田道行君） 半沢主幹。

土木管理課主幹（半沢 勝君） お答えいたします。

南町東1号線の歩道の新設につきましては、現在のところ国の交付金事業での対応となりますので、新年度におきまして交付申請が受理されたならば速やかに調査設計業務等を発注いたしまして、設計成果ができ次第、工事の発注といたします。景気対策も念頭に置きながら、準備が整い次第早期発注に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（山田道行君） 田宮委員。

委員（田宮正秋君） 以上で終わります。

委員長（山田道行君） 昼食を含めて午後 1 時30分まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 5 8 分休憩）

（午後 1 時 3 0 分再開）

委員長（山田道行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

谷口隆徳委員。

委員（谷口隆徳君） それでは、総括質問をさせていただきます。

まちづくりの推進事業についてでございますが、国際交流地域間交流事業について、先ほど菅原委員から姉妹都市10周年につきましての質問がありました。多少重なるところもあると思いますが質問させていただきたいというふうに思っております。

この姉妹都市の交流では、高校生による相互短期留学交流は非常に大きな成果を上げてきた取り組みであると思っております。将来を担う高校生が国際感覚や体験を身につけ、社会に寄与することが期待される人材育成を目指しての交流であります。特筆すべきものがあると思います。そこで、それら交流に参加された高校生の声というものがどのような声があるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

委員長（山田道行君） 中峰企画課主幹。

企画課主幹（中峰寿彰君） お答えいたします。

これまでの高校生短期留学研修の参加者の声といたしましては、生活や文化、教育の違いなどを身をもって体験できた、自分の学んできた語学力を試すとともに生の英語に触れ、今後更に実践的な英語を身につけるためのきっかけになったなどのことはもとより、自分の考えをきちんと意思表示することの大切さを学んだ、あるいは食事や文化、生活スタイルなど幅広い分野で、土別によさや日本のよさを再発見することができたなどの感想も寄せられているところであります。更にこうした経験を通して学んだことを周りの人たちにも伝えたい、あるいは更にもっと英語を学び、来市の際の受け入れのときには協力をしたい、そういった考えも示されているところであります。

また、引率者として参加された方の感想の中でも、英語力の実践の場として極めて有意義であることはもちろんのこと、言葉だけではないコミュニケーションの方法を知るなど、国や文化あるいは言葉が違って心は通じ合うことができるというようなことを学んでいたようである。更には日本との違いだけでなく共通点もたくさん発見できていた、そういったことが報告されているところであります。

一方、来市の際にホームステイを御家庭で受け入れていただいておりますけれども、こういった御家庭においても受け入れの前には戸惑いや不安、こういったことを抱く方も多くいらっしゃるんですけれども、実際に受け入れをされた後には、受け入れて本当によかったというようなことで、ほとんどの皆さんがそのような感想をお持ちだということで私どもは掌握をしているところでございます。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 今、いろいろな参加者の声を聞かせていただきました。やはり青少年が国際交流に参加し、いろんな体験を積むということは非常に大事なことでありますし、これからもこういう事業を進めていっていただきたいというふうに思うわけでありますけれども、姉妹都市10周年に合わせて今年、この相互交流も10周年ということになるわけであります。21年度につきましては、今度ゴールバーン市から高校生が本市を訪れるということになる番だと聞いておりますが、この事業に合わせてこの交流の記念の取り組みというものをお考えになっておられるのかどうか、またその位置づけをどのように考えておられるのかお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 中峰主幹。

企画課主幹（中峰寿彰君） 本年の高校生の短期留学研修の受け入れについてでありますけれども、お話のように受け入れに当たっては、ゴールバーン市としても継続してあちら側としても派遣をしたいという意向であることを確認しておりますので、現時点ではまだ詳細日程等を含めて決まっておりませんが、これまで同様に対応していきたいと。この受け入れの際には提携の10周年の記念事業の一環としてこれを位置づけていることで考えておりました、国際交流協会を中心に、またその構成団体でもありますサフォーク研究会、それからライオンズクラブ、ロータリークラブ、ソロプチミスト、更には商工会議所さんですとかJIC、観光協会と、こういった皆さん方との連携も図りながら、これまでの交流メニューにも更に広がりを持てるようにというふうに配慮をしていきたいと考えておりますし、市民の皆さんとの交流の場の確保についても考えていきたいと、このように思っております。

また、もう1点フォーラムも考えておりますので、そういったこととの連動性とあわせては、さっぽろ土別ふるさと会、こういったところの協力もいただくようなことも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） これからの継続性ということにつきましても、今お話をいただいたわけがあります。これからもぜひ高校生あるいは広く中学生、また一般市民との交流を推進していただきたいというふうに思っておりますが、これについてもよろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。

次に、三好町との友好都市の交流についてお伺いをいたしたいと思います。

21年につきましてはゴールバーン市との交流10周年ということで、今、記念事業が進められ

ているというふうになっておりますけれども、一方、三好町とは22年に提携10周年というふうになるとなっております。相互の人的、物的な交流などが進められていることは、既に承知しているわけでありまして、現状の交流状況についてお伺いをいたしたいということと、明年、三好町が1月4日にみよし市としての市制施行を実施するというふうになっております。みよしのみよしというのは平仮名のみよしというふうになるようなことで、1月4日に市制施行するというわけでありまして、本市において今後、同じ市になるわけでありまして、それほど内容的には変わらないと思っておりますけれども、どのような取り扱い、またその交流をしていくのかお伺いをいたしたいと思います。

委員長（山田道行君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

三好町との現在の交流状況についてであります。三好町との交流につきましては、申し上げるまでもなくトヨタ自動車さんを御縁に、組み立て工場がある町と試験場のある町との交流ということで、平成12年10月に友好都市を提携以来、行政、議会はもとより自治会の関係者を初め産業、経済、スポーツ、文化、更には児童生徒や教職員等々、あらゆる世代に及びます相互交流が行われ、友好が深められているところでございます。特に両市町で行われております産業フェアなり産業フェスティバルには、それぞれの地域の特産品を会場に持ち込み、手ごろな価格で販売し、いずれも早い時間帯で販売するなど、それぞれ地域で好評を博しているところでございます。

そこで、交流の数値的なもので申し上げますと、平成18年、土別市から三好町へ行った訪問者でいきますと約50名、逆に三好町から土別市に来られた方が123名、合わせまして173、平成19年でございますけれども土別から三好が62名、三好から土別が122ということで、合わせまして184ということで、おおむね170～180で推移しているところでございます。

次に、三好の市制施行後の交流についてのお尋ねでございます。

谷口委員おっしゃったとおり、三好のほうでは明年平成22年1月4日をもって平仮名みよしということで、市制施行に向けまして県を初め最終協議に入っているということで、いろいろこの平仮名になるまでにはいろんな曲折があったようでございますけれども、結果的には漢字を使わず平仮名みよし市ということになったようでございます。

平成12年の友好提携当時は、どちらかといえば行政主体の交流でございました。しかしながら、近年はよさこいソーランにおきましても土別と三好の合同の踊りが編成される、ハーフマラソンへの出場、三好町からは少年サッカー大会のサフォークランドサッカー大会の参加、一方、土別からも、この春休み3月利用いたしまして、野球少年団をそれぞれ派遣して、三好町でも受け入れていただいているということで、こうしたことからしても民間レベルでの交流が徐々に著についてきた感じがいたします。

そこで、市制施行後におきましても、これまでの交流のきずなを大切にしながら交流機会の拡大を図っていくということはもちろんでございます。特に子供たちを中心とした民間レベル

での交流は定着しつつあることから、民間が主体となった交流機会がより一層広がりますよう、行政におきましても連絡調整機能を十分果たし、その対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 三好町との交流、今具体的にお話をいただきました。非常に多くの方々が交流しているという状況がわかったわけでありませけれども、ゴールバーン市との交流と三好町との交流、当市におきましては2つの国際的または国内的に交流されているわけでありませ。土別市としては現在、行政の交流を始め多くの市民や子供たちの交流が実施されているということは非常に意義の深いことであると考えませ。

今後の交流については、やはり今、市長もいろいろとお話をいただきましたけれども、観光交流ということがやはり主体になってくるんでないかな、あるいは相互の経済の交流というもの、やはりこれからどんどんしていただきたいということも思っているわけございませ、そういうことなども視野に入れて、今後もう少し太くといませか、大きな交流になっていただくようなことも必要かと思ませが、考え方を伺いたいと思ませ。

委員長（山田道行君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたませ。

委員おっしゃったとおり、姉妹都市ゴールバーン市との交流につきましては、高校生を主体とした交流、友好都市三好町との交流につきましては、先ほど申し上げたとおり市民の交流の輪が広がってきているということで、こうした交流を経済なり産業交流に結びつけられないのかといった趣旨の質問であろうかと思ませおります。こういった相互の交流、特に経済交流まで発展すればこれに越したことはないわけございませけれども、経済交流におきましては、やはり何といっても大きな問題は輸送経費の問題ございませ。特に11月の三好産業フェスタに土別市産の野菜をあちらのほうに持っていく際にも、輸送のコンテナ経費につきましては行政のほうで負担しているといった現状ございませ。またこういった輸送経費を価格に反映できないといった課題もあるわけございませ、そうした意味からも、例えばサフォークランド土別友の会、こういった地場の野菜特産品を地域の方々に会員になってもらおう、応援団になってもらおうということで、一昨年、三好町の産業フェスタが開催された折にも、三好町の町民の方々にそういった友の会のリーフレットをお配りして、こういったものを取り扱っていますということでPRしてきた経過ございませ。また生産者と消費者との宅急便を利用した産直の普及といったことも、当然これから視野に入れていかなければならないと考えております。

一方、観光交流ございませけれども、これは異なる地域や国の歴史や文化に触れることなど、自分たちが暮らす国をもう一度見直すといったこと自体、意義はあるかと思ませけれども、観光自体、どうしてもその目的や趣旨が限定されるといったことからしても、観光に絞っ

た交流というのはちょっと難しいかなと、通常の交流の中で、そういったゴールバーンなり三好のよさをそれぞれ感じてきていただければと思っているところでございます。

したがいまして、市民レベルでの交流が促進され、市民の多様な交流機会が広がりまして、その延長に経済交流や観光交流に結びつくことも期待できます。市民の相互理解と連携を深めながらの地域や外部の地域や人との交流、こうしたまちづくりに生かしていくことが大切なことであろうと思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 観光交流につきましては、やはりニセコの例もありますように、やはりスキー等にも冬の観光もございますから、その点にも視点を向けて、大いにひとつ観光交流なども進めていただきたいというふうに思っております。

次に、市民協働のまちづくり推進について伺いをいたします。市民の自主的企画についての支援をするというふうにありますけれども、昨年度の支援の事例及び支援内容についてお尋ねをいたします。

委員長（山田道行君） 真木企画課主幹。

企画課主幹（真木朋子君） お答えいたします。

市民協働のまちづくり推進事業は、市民の主体的な地域活動を推進し、市民協働のまちづくり意識を醸成するための契機とするため、市民団体等の公益的な取り組みを支援することを目的としております。

対象となる事業といたしましては、3人以上の土別市民で構成されている市民団体やグループが自主的に企画実施する公益的新規事業あるいは市民団体と行政が役割を分担して実施する公益的新規事業となっております。

支援の内容といたしましては、10万円を限度といたしまして支援金が支給されます。その対象となる経費といたしましては、事業費として物品購入費、通信費、保険料、印刷製本費、車両・会場等の借上げ料などの事業実施に当たっての直接的な経費で、この2分の1以内の金額となっております。更に報償費として、これは日当に相当する部分なんですけれども、1人当たり1,000円を基準として5万円以内の額となっており、事業費と報償費を合わせて合計10万円以内の額となっております。団体から支援の申請があった場合には、その事業について政策会議検討会で審査し、支援の可否を決定することになっております。

19年度の支援事業についてであります。3件の事業について支援をいたしました。1件目といたしまして、武徳共同墓地環境整備事業、団体は武徳共同墓地整備実行委員会です。その内容といたしましては、武徳共同墓地のあずまやの整備、花壇整備、草刈りなどの環境整備を実施しています。事業費といたしましては屋根用トタン板など、あずまや補修用の資材、作業に対する報償費で、事業総額は18万7,107円、支援額は10万円です。

2件目は、ふどうテニスコート整備事業でありまして、団体は土別ソフトテニス連盟です。

老朽化していたふどうテニスコート6面のラインテープの張りかえ、コート及び周辺の整地を実施しております、これは作業に対する報酬費で事業費は5万円でありました。支援額も同じく5万円です。

3件目は、はなはなクラブアジサイプロジェクトということで、団体名は同様です。花で彩られた美しい町をつくるために、公共的な場所にアジサイの花を咲かせようということで、そのための植栽用のアジサイの苗を約650本、挿し木で育てました。事業費といたしましては育苗用の資材、それから作業に対する報償費として合計7万1,082円、支援額は4万円でした。

以上3件で支援総額はちょうど19万円となっております。なお、20年度の支援事業につきましては3件で、合計支援額が29万5,000円となっております。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 今、支援事業についてお知らせをいただきましたけれども、この支援をされている以外にも申請があって、審査の結果、このような団体に支援するようになったのか、その辺ちょっとお聞かせいただけますか。

委員長（山田道行君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） 平成19年、20年に限定いたしますと、申請のありました各団体にはすべて採択しているという現状でございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） このような支援事業の要項に従って、支援期間が3年を限度というふうに伺いました。また限度も予算の実績に応じて10万円あるいは報償費については5万円ということでございますけれども、やはりこれからの市民協働のまちづくりということになれば、ある程度長期的な5年、10年というスパンで支援していくという、もちろんその事業内容にもよるんではあるんでしょうけれども、3年という限度ということから少し離れて、5年10年という事業内容の推進状況については必要であるかとも思うんでありますけれども、その辺どうお考えかお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

谷口委員のほうから、3年に限定することなく、もう少し延ばしてはといった趣旨の御提言でありました。こういった市民協働のまちづくりににつきましては、地域におけます環境保全なり環境美化を初め、公的な施設整備も地域の人でやってもらおうということで、一定程度行政が支援をするわけでございます。そうしたことから一過性のもので終わることなく、継続して行われることが本来望ましいわけでございますけれども、この3年に限定したというのも、実は昨年3月に要項を改正いたしまして、それまで1年だったものを3年に延ばした経緯がございます。

ここに至る経過といたしましては、例えば武徳町さんで取り組まれた墓地周辺の環境整備に

つきましても、地域の人たちが資材等を持ち寄ってあずまやを建てて、周辺の環境整備をやり
ます。翌年にはそういった墓地の存在と言ったら失礼ですけども、看板をつくるために地域
の人たちが出役になって、この墓地はここにありますがということをお知らせするといったこと
で、こうした作業に要します報償費、支援したところでございます。

それと、今、アジサイの話がありました。アジサイにつきましても苗木段階からそのプロジ
ェクトの人たちに600、苗木を育ててもらいまして、次の年、該当するところを公共施設の世界
のめん羊館周辺に起こしながら、そのアジサイを植栽するといったことで、こういった取り組
みからすると2年3年かかるかなと思っています。ただいま申し上げましたとおり昨年3月に
この要項を改正して、それまで1年だったものを3年とした。更にはこういった支援につつま
しては、あくまでも行政側としますと一つのきっかけづくり的なものとしてとらえております。
したがって市民が自主的、主体的に取り組む事業に対して行政が支援するとした補助金の
趣旨からいたしまして、現状の3年が妥当なところかなと思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 説明いただきました。この市民協働のまちづくりは非常に大切なといいま
すか、市民が自主的にいろいろな事業に取り組んでいくという体制でございますので、非常に
大事な事業だと思います。今後そのまちづくりについての意識醸成についての市民の周知もも
ちろんでしょうけれども、その方策についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

委員長（山田道行君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

市民協働のまちづくり、さまざまな自治体でこのフレーズが使われまして、いろんな取り組
みがなされているところでございます。市民ニーズが多様化し、かつ高度化する中で、自分た
ちが暮らす地域は自分たちでつくっていくという機運が徐々に高まっている、こうしたことも
あるかと思っております。多くの自治体におきましてもこういった取り組みを行政運営の基本
に据えて、市民と行政の協働の理念を掲げながらその取り組みを行っているところでございま
す。

午前中、柿崎委員の質問に対して、総務部長のほうから地域力といったことで改めて御説明
があったところでありますけれども、こうしたまちづくりの意識醸成といったことからしても、
何といたしてもその生涯学習のまちを、きちんとその取り組みを進めていくといったことが一番
大事なことではなからうかと思っております。そうした意味からいたしましても、昨年策定を
終えました人づくりまちづくり推進計画の基本構想に掲げてございます、市民一人一人が生き
生きと世代を越えて互いに学び合い、ともに生きるため、多様な学習と文化のネットワークを
広げ、学んだことが活力あるまちづくりへ生かされるよう夢を語り、学ぶ喜びで人・文化きら
めくまちの実現を目指すとした、この人づくりまちづくりの基本方針にのっとり、こういっ
た取り組みを更に市民の方に浸透させていかなければならないと考えているところでございま

す。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 次に、自治会活動補助事業についてお伺いをいたします。

防犯街路灯設置及び維持補助金が昨年度、20年度より増額されておりますが、これはどのような理由によって増額されたのか、まず1点お伺いしたいと思います。

また、自治会活動として防犯街路灯の維持が図られているということになっておりますけれども、自治会活動としてこの維持活動が図られているのかどうか、そういう認識でいいのかどうか、それをお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 原田環境生活課主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

防犯街灯の電気料等維持費については、自治会加入戸数の少ない広い農村地区では負担が大きい現状であったことから、市外地区と農村地区等との住民負担の格差是正を図ったところがあります。1戸当たり平均負担額を超える各自治会の超過負担分の3分の2を補助、該当自治会34自治会、約1,900戸が対象となり、合計122万の増額となっております。

次に、電気料の値上がりであります。前年度より平均4.6%の値上がりとなりまして、また防犯街灯数についても平成20年度は2,565灯の19灯の増となっておりますことから、防犯街灯の増数分73万円を合わせて約200万円の増となっております。防犯街灯の維持につきましても、自治会活動の一つとして明るい環境、住みよい地域社会をつくるための地域の防犯活動の一部であるものと認識いたしております。

以上であります。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 非常にこれは防犯という意味でもいろんなことで重要な自治会活動といたしますが、地域活動にとっても重要なことでありますので、電気料の負担とかいろいろな負担もでございますでしょうけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思いますけれども、朝日地区におきまして、今まで街路灯維持というのは地域の組合組織で管理をしておりましたけれども、現在、支所の管理というふうになっておると伺っております、自治会組織あるいは地域の活動とはなっていないというふうに思っております。これは防犯街灯につきましては市民の目が届く範囲での地域の活動というのが一番望ましいんでありまして、いろいろ街灯が切れたり、いろいろと暗い状況の中で一々支所に連絡してつけているようでは、ちょっとこれ、地域のためにならないんでないかなというふうに思っております、もっと地域住民が防犯意識を持つという観点からも、今までどおり地域の管理のもとで管理する必要があると思うんですが、この辺どうなっているのか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

委員長（山田道行君） 西條住民福祉課長。

住民福祉課長（西條和則君） 朝日地区防犯灯の維持管理についてでありますけれども、若干の

経過を説明をしたいというふうに思います。合併時におきまして防犯灯の維持管理につきましては、旧土別市が自治会、旧朝日町は8防犯灯組合が行っておりまして、両市町に相違があるということで、合併協議の中で朝日地区の防犯灯維持管理につきましては、平成20年4月までに自治会管理に移行するというようになっておりました。朝日地区の自治会移行に伴いまして、維持管理を単位自治会で行うことも考えておりましたが、旧防犯灯組合が管理していた区域と単位自治会の区割りが一致しておらず、またこれらの防犯灯の契約や電気料支払いなど、単位自治会が北海道電力と個別に行う事務が発生するというので、新たにつくられた朝日地区の単位自治会の方々の大きな負担となることが予想されるということで、朝日地区の自治会の取りまとめ団体であります朝日地区自治会連絡協議会と話し合いをし、防犯灯の維持管理は朝日地区連ということの中で行うことになったところであります。

この維持管理の移行に伴いまして、自治会長会議を初め自治会の会合などで、防犯灯の維持管理が朝日地区連に移管になったことを説明するとともに、単位自治会の区域内にある防犯灯の電灯取りかえ、あるいは修理などにつきましても、朝日地区連の事務局を担当しております総合支所住民福祉課に御連絡いただくようお願いをしているところでありますが、更に住民の方々には回覧等で周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、朝日地区連の事業の中で、自治会の青少年健全育成と地域福祉を高める運動ということで、地域目配り声かけ運動の推進というものを掲げ、単位自治会の防犯担当あるいは各種小中学校、土別警察署、朝日駐在所、防犯協会朝日支部など関係機関と連携を図りながら、地域住民個々の防犯意識の醸成とともに、積極的な防犯活動をお願いしているところであります。今後におきましては、朝日地区連を通じて各単位自治会で十分協議をしながら、防犯灯の維持管理につきまして検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 更に、今後新規に防犯上必要と思われる防犯灯の設置計画などが検討されているのかどうかお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 大崎環境生活課長。

環境生活課長（大崎良夫君） ただいまの防犯灯を管理する各自治会が防犯上必要とした場合においての御質問かと思えます。新規におきましては防犯灯設置にかかわる補助金申請が出されまして、市では自治会と現地調査を踏まえた上、協議を行い決定をしております。設置の検討につきましては各自治会が地域の実情、実態に応じた検討がなされているものと考えております。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 次に、花いっぱい運動推進事業についてお伺いいたします。

20年度予算より予算額が増額されております。その理由についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（山田道行君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

花いっぱい運動推進事業における予算の増の主な要因につきましては、平成20年度においては花の苗3万2,000本に対し、平成21年度につきましては3万3,800本で、1,800本の増加をしたところであります。そのうち1,300本は朝日地区分となっております。朝日地区においては平成19年4月より従来の行政区から自治会へ移行され、またこの花いっぱい運動についても歴史も浅く、各自治会の地域環境美化の観点から花の苗の本数の増の要望もあったことから、平成21年度において1,300本の増となったところであります。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） この花いっぱい運動につきましては、平成元年から実施されているということですが、周辺地域の環境美化などに積極的に取り組んでいる運動として重要な活動であると思われるわけであります。それで、この花の苗の供給についてはどのような方法で自治会に対して供給しているのか、また種類や数量、または色などにつきましていろいろと質問出ておりましたけれども、自治会の要望なのか、それとも行政指導のもとに行われているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

委員長（山田道行君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

花いっぱい運動推進事業は、平成元年に土別市で開催されましたはまなす国体において、土別を訪れる選手や関係者の目を楽しませ、また心穏やかでいただくことを目的としてスタートした事業であります。この運動の推進主体であります土別市自治会連合会におきまして、花の育苗管理委託をしている元気母さん夕の市から供給を受け、更に各自治会から花の種類と色及び本数等の要望を取りまとめ配付しているところであります。平成21年度におきましては、さきの柿崎委員の一般質問で御答弁申し上げましたが、自治会連合会役員と元気母さん夕の市との懇談会を開催し、花の種類と色等について協議をし、従来の5種類12色から4種類7色へと変更し、更にその中から4種類以内を選択することで決定いたしましたところであります。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 次に、安全・安心のまちづくり推進についてお伺いいたします。

20年度の安心・安全フォーラムの開催及び今年度の開催予定についてお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） お答えいたします。

平成20年度につきましては、今、全国各地で幼児や児童、生徒に対する事件や犯罪が発生していることから、地域や私たち大人が子供たちを守るために、今何ができるかをテーマとして、今年の2月2日に、「地域で子供を見守る、地域と学校のきずなを築くために」を題材として、

地域と学校の役割として、その手だてを見出すことを目的に開催し、120名の市民の方々が参加されたところであります。平成21年度につきましては、土別市安全で安心なまちづくり推進会議でこのフォーラムの内容を十分協議いたし、開催を計画していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） そうすると、20年度のこの安心・安全フォーラムというのは1回開催したということによろしいんですね。1回だけですね。120人の参加ということですね。

委員長（山田道行君） 原田主幹。

環境生活課主幹（原田政広君） そのとおりでございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 1回ということで、果たしてこれでその趣旨あるいは方向性が市民にとってどうなのかというのが、ちょっと頼りないなというふうな思いもするわけではありますが、今年度についてもいろいろと協議されているようですので、しっかり市民に周知あるいはいろんな研修ができるようなフォーラムにしていきたいと思いますと思っておりますが、安心・安全なまちづくりの対策、特におれおれ詐欺や消費者被害防止については、今特に重要であるというふうに思っております。高齢者などに対して、より巧妙な犯罪手口がたくさん起きておりますし、被害が続出しているような状況であります。これから25日からですか、定額給付金支給などについての犯罪防止、あるいは防犯対策についての取り組みが必要かと思われるかもしれませんが、どのようにされるかお伺いをいたします。

委員長（山田道行君） 有馬市民部長。

市民部長（有馬芳孝君） 防犯対策につきましては、関係する機関、団体と連携協力をしながらその活動に当たっているところでございまして、まず土別消費者協会の劇団さくらが出前講座等をいたしまして、自治会や老人クラブを対象に、被害のあったさまざまな事例や手口を実際に演じながら自主防犯の大切さを訴えておりまして、また毎月全戸配布をいたしております消費者だよりによりまして周知を図っているところでございます。

土別市防犯協会では、土別市自治会連合会と連携協力をしながら、各種研修会あるいは防犯教室などにおきまして、講和やビデオによる啓発を実施しておりまして、平成12年度からは各家庭への訪問の際におきまして、直接注意の喚起を行っているところでございます。

また、平成18年度からスタートいたしました土別消費者被害防止ネットワーク事業におきましては、学校あるいは事業所など関係機関団体が100以上のものが参加をさせていただいておりますけれども、これらに対します情報の発信と共有化を図っているところでございます。

委員のお話にございました定額給付金の関係でございますけれども、この給付を装った振り込め詐欺の対策につきましては、今月に入りましてから新たな手口などが出てきているところでございますので、こういったことを注意するように、ネットワークを通じて配信もいたしたところでございます。また市が給付金の申請、お話のように25日から開始予定となっていると

ころでございますけれども、この申請書を郵送する際にも、注意喚起のパンフレットを同封させていただいたところでございます。更には実際の申請にお越しをいただく市民の方々に対しても、会場におきまして再度、啓発パンフレットを渡すなどいたしまして、防止対策を図ってまいりたいと考えておりました、今後におきましても土別警察署、消費者協会、防犯協会、自治連など関係機関団体と連携協力を図りながら防犯対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 特に、この定額給付金、高齢者などが犯罪に巻き込まれないように、ひとつよろしく対策をお願いしたいと思います。

次に、保健推進費の中でC型肝炎対策事業につきましては、満40歳になる者及び未受診者を対象に検査実施を図るというふうを実施されるということになっておりますけれども、20年度の予算額から大幅に21年度予算、減額されておりますが、その理由についてお伺いをいたします。

委員長（山田道行君） 大西保健福祉センター主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

平成21年度のC型肝炎対策事業費の予算額が大幅に減額となった理由についてであります、平成20年度の予算額は19年度のC型肝炎検査受診者数312名を参考に310名分、80万円を計上いたしておりましたが、21年度においては、19年度までの受診者数の推移及び20年度の受診者数が11月末現在で68名と、19年度に比べ大幅に減少している状況を考慮して160名分、44万4,000円を予算計上いたしたところであり、前年度に比べ35万6,000円の減額となったところであります。

この平成20年度に受診者が大幅に減少した理由といたしましては、19年度までは基本健康診査において肝炎検査の同時実施が可能であったことから、保健師がその場で直接肝炎検査の未受診者へ受診を勧奨しておりましたが、20年度からは、肝炎検査については8日間の単独の検査日を設けて実施する検査を受けるか、あるいは成人病検診センターで実施している人間ドックや特定健康診査を受診する一部対象者が、これらの健診時に合わせて肝炎検査を受けることになり、これまでの基本健康診査から医療機関に委託して実施する特定健康診査への移行により、保健師による健診場面での受診勧奨の機会がなくなったことが受診者数減少の要因と考えております。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） そうすると、健診のその形態が変わったから減額したという理解でいいんでしょうか。それとも健診者はいるけれども、肝炎のほうの対策費のほうで受ける人が少なくなったから減額したという理解でいいんですか。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

減額した理由といたしましては、健診体制が変わりましたが、今後も更に受診勧奨はしていく予定はしております。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 受診する人たちの人数はそんなに変わらないけれども、制度が変わったから変わったと、予算は減らしたという理解でいいのでしょうか。私の聞き方が悪いのか、ちょっとその辺教えてください。

委員長（山田道行君） 岡保健福祉センター所長。

保健福祉センター所長（岡 強志君） お答えいたします。

対象者の人数は満40歳になった方、これについては変わりません。それとこの検査につきましては平成14年から実施をしまして、毎年40歳、45歳、50歳と5歳刻みの方を5年間やって、対象者全員を1回やったことになっています。ただその中には、まだ現在未受診者の方もいるかと思えます。市が実際に肝炎検査を実施しているほかに、事業所の健康審査で受けられた方もいますので、実際に未受診の方がどれだけいるかというのは、私どもの対象としてはちょっとつかめない状況にあります。

ただ、減額した理由といたしまして、対象者が減ったのかということではなくて、やっぱり健診のときに、先ほど言いましたように対象者に接する機会が、今度、保健師が直接当たって対象と接する機会が少なかったもんですから、どうしても希望される方が少なくなったということで減少したというのが実態だと思います。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） そうしたら、ほかでまた受けている人は受けているということですね。わかりました。

それでは次、肝炎検査体制の維持及び実施は、今後とも継続しなければならない医療対策だと思いますが、特に未受診者に対する啓発などの対策の考え方をお聞かせいただきたいことと、また20年度の8月に札幌の医師団によりましてC型肝炎の検査が朝日地区を中心にして実施されました。その結果等について、わかる範囲でお知らせいただきたいと思えます。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

保健福祉センター主幹（大西紀代美君） お答えいたします。

未受診者に対する啓発などの対策についてであります。まず肝炎検査の周知方法につきましては、平成21年度におきましても引き続き、40歳になられる方については対象者全員に受診券を発行して、個別の案内通知による受診勧奨を行うとともに、過去に肝炎検査を受けていない方については広報しべつ等による周知を行ってまいります。更に未受診者に対する啓発につきましては、20年度に40歳となられる方で未受診の方に対し、21年度に再度個別に通知し受診勧奨をしていく計画であります。したがって今後も個別通知や広報しべつ、市ホーム

ページなどにより周知していくとともに、健康教育、健康相談事業等の機会を通じて、肝炎検査の意義や実施方法について普及啓発を行い、受診率の向上に努めていきたいと考えております。

委員長（山田道行君） 西條課長。

住民福祉課長（西條和則君） 私のほうから、公団の朝日地区における肝炎疫学調査についてお知らせをいたします。昨年の8月4日、11日、21日、28日、この4日間にわたりまして、朝日地区の20歳以上の町民を対象に、C型肝炎問題を考える会が実施いたしました調査でございます。

検診の内容につきましては、採血による肝機能検査、肝炎ウイルス検査、腫瘍マーカー及び腹部の超音波検査写真による医師の面談のほか、アンケート調査による聞き取り調査が実施されております。

受診者数につきましては、当初200名を予定しておりましたところ、300名の方が受診されておりまして、内訳につきましては男性が113名、女性が187名でございました。

検査結果につきましては、実施団体から直接本人あてに通知をされておりまして、朝日総合支所にも受診者全員分が送られてきておりますが、特に実施団体で検査結果を集計したものの送付はございませんでしたので、全員の検査結果報告書をもとにして支所において集計をし、その検査結果が陽性となった方の人数につきましては、B型では6名、C型では28名となっております。その診断の内容は肝硬変あるいは慢性肝炎、肝炎、ウイルスキャリア、あるいは感染したことがあるがウイルスは消失している方、また肝臓がんの疑いのある方などというふうになってございました。そのほか肝臓以外の疾患がある方も発見されております。

以上が検査結果の内容であります。陽性となりました方、またあるいは肝臓以外の疾患のある方につきましては、既に通院、治療中の方もおられますが、定期的な医療機関での受診を勧奨してまいりたいというふうを考えてございます。

以上であります。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 次に、図書館費についてお尋ねをいたします。

図書館システムの整備につきましては、市立図書館と朝日公民館図書館とのシステム統合によるデータの共有というのは、システム機能の老朽化及び朝日、土別の合併により、このたび進められるものだったとありますけれども、このデータの共有化、一元化によって図書情報です。ね、図書の検索、貸し出し、希望図書リストの申請、インターネット予約など、かなりの情報が提供されるんでないかと予想されるわけでありましてけれども、利便性が向上するということを言われておりますけれども、借り手側の市民にとっていろんな手続上など複雑化しないのかどうなのか、どのように利便性が向上するのかお伺いをいたしたいと思っております。

委員長（山田道行君） 高岩図書館長。

図書館長（高岩淑通君） お答えします。

図書館システムの利便性についてでありますけれども、データの共有化により、図書館と朝日公民館図書室の双方の図書の中から、図書の選択、予約が容易にできるようになります。またデータ量の増加に伴いまして、利用者への相談業務の向上につながるものと考えております。更に、図書館ホームページ上や利用者端末でも、利用者自身が双方の施設の蔵書や利用状況などの情報があわせて検索できるようになるということでもあります。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 利便性が向上するということはよくわかったんでありますけれども、年間の図書利用についての実態についてちょっとお伺いいたしますが、これで両方が合体するという形になるんでありますけれども、蔵書数、それから貸し出しの実績、それから市民1人当たりの貸し出し冊数、それから両図書館が合併します上での図書館司書の人数等をお知らせいただきたいと思えます。

委員長（山田道行君） 高岩館長。

図書館長（高岩淑通君） 蔵書の冊数でありますけれども、19年度末で12万2,638冊であります。貸し出し冊数につきましては11万4,360冊であります。市民1人当たりの貸し出し冊数でありますけれども4.74冊であります。朝日公民館図書室を含めると5.26冊となります。司書の数でありますけれども3名となっております。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 特に図書の充実、貸し出しについての市民サービスの向上は、大変重要なことだと思います。図書の充実、これは新刊図書の購入も含めましてどのように今後進めていくのか、また貸し出しについての宅配システムや返却システムのきめ細かな利便性の確保というのも、非常に利用率の向上に欠かせないというふうに思いますが、これらの図書サービスについてお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 高岩館長。

図書館長（高岩淑通君） 図書の充実をどのように進めていくかということではありますが、図書の購入については雑誌、視聴覚資料を含め、平成19年度で4,257冊購入しております。また寄贈分については1,784冊を登録しているところであります。平成21年度におきましても、ほぼ同じぐらいの冊数になると考えております。購入に当たってはリクエストや貸し出しの状況を把握しながら、利用者のニーズに合った図書を購入するとともに、学校や各施設等からも意見を聞きながら、図書の充実に努めていきたいというふうに考えております。

宅配サービスについてでありますけれども、宅配サービスについては本市では実施をしておりません。その他の配送関係としまして市立病院、桜丘荘、総合福祉センターへの団体貸し出しをして、図書のリクエストがあれば次回の配送時期に配送をしているということでもあります。また移動図書館車のステーションで予約があった場合、そのステーションに次回巡回の日に配

送をしているということでもあります。

今後の配送サービスでありますけれども、図書館への来館が困難な方々への対応のために、今後は個人への個人宅配サービスについても対象者等を含めて検討し、図書館外の活動についても充実を図っていきたいというふうに思っております。

次に、返却システムの関係でありますけれども、図書館、朝日公民館図書室の双方の図書をどちらでも返却できるシステムは、平成18年8月より実施しております。平成19年度の取り扱い冊数は282冊というふうになっております。生涯学習情報センター入り口に、24時間返却可能な返却ポストを設置して対応しているところであります。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 返却システムあるいは貸し出し宅配システムについては、これは利用者の需要に応じて今後検討していただきたいと思います。利用料金のことにつきましてもいろいろとあるかもしれませんが、やはりこれからの利用状況を進めていくには宅配システムというものも必要かと思っておりますので、検討をしていただければなというふうに思っております。

次に、図書館内におけるレファレンスサービスについてお伺いをいたしますが、今、土別の図書館には司書が3名ということをお聞きいたしました。朝日の図書館には今おられませんということを朝日の議会のときに私お尋ねいたしまして、人件費の関係から司書を置けないのだということでございました。合併することによりまして、司書が両方にかかわってくるというふうに思いますが、このレファレンスサービスが充実していかなければ、やはり図書の貸し出し、あるいは図書の利用者についてのサービスができないと思っておりますけれども、今のこの司書の人数あるいは職員の対応、研修など、どのようにやっているのかお伺いいたします。

委員長（山田道行君） 高岩館長。

図書館長（高岩淑通君） レファレンスサービスについての機能がされているかということでもありますけれども、図書館での司書の数は先ほど申し上げたとおり3名となっております。また利用者の相談業務の関係ということでもあります。その道内の図書館が加盟しています北海道図書館協議会、これは道立図書館が事務局になっております。その主催の研修会への参加、職場研修会等を通じながら相談業務向上に努めているところであります。平成19年度の相談件数が1,523件でありました。相談内容としましては、読みたい図書の問い合わせ、調べたい事項の調査が主なものになりますけれども、対応としましては所蔵状況を調べて図書の貸し出し予約、道立図書館、他の市町村との図書館から図書を借りて利用者に貸し出しをする相互貸借など、レファレンスサービスに努めており、機能されているというふうに考えております。

以上です。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） この利用者向上のために、ぜひレファレンスサービスというのは重要になってきますので、職員の研修対応など、よろしくお願ひいたしたいというふうに思っております。

す。

次に、アウトリーチサービスについての充実をお尋ねいたします。これは図書館利用に障害のある人についてのサービスなどの対応及び考え方についてでございますけれども、特に障害のある人にどのような要望要求があるかを十分に考えた上でのサービスというふうになると思うんでありますけれども、現状の市図書館ではどのようなものが提供できるのか、また今後の方向性についてお伺いをいたします。

委員長（山田道行君） 高岩館長。

図書館長（高岩淑通君） アウトリーチサービスについてでありますけれども、現在提供している内容であります。移動図書館車による高齢者施設3カ所を月2回巡回し、貸し出しをしています。病院、桜丘、総合福祉センターなどへの団体貸し出しも実施をしております。昨年でありますけれども、朗読会の開催をしています。声の図書と共催で、昨年の秋の読書週間行事において歌とエッセイの朗読会を開催したということでありまして。

また、関連図書の蔵書の状況でありますけれども、大活字版の図書が294冊、点字事典が147冊、市の広報録音テープが68本、小説などの録音図書が28本設置をしているところであります。

続きまして、アウトリーチサービスについてどのように考えるかということでありまして、これまで図書館サービスが及ばなかった人々に対してサービスを広げていく活動であります。大変重要なサービスと考えていることから、各施設やボランティア団体との連携を図りながら、関連図書の購入などを含めて、多くの方々が図書館サービスを受けられるように努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 特にこのアウトリーチ、高齢者の方々あるいは目の見えない不自由な方あるいは図書館に來れない方についてのものが提供できることが重要かと思えます。録音図書あるいは対面朗読、点字図書、それから拡大写本、それから大きい活字ですね、そういうものの充実を図っていただきたいというふうに思っております。

次に、学校図書との連携についてお伺いいたします。図書情報の交流はどのようにされているのか、またどのような交流をどのような形で取り組まれているのかお伺いをいたします。

委員長（山田道行君） 高岩館長。

図書館長（高岩淑通君） 学校との連携についてでありますけれども、移動図書館車による市内小中学校10校を月1回、巡回貸し出しをしております。19年度の貸し出し実績につきましては9,604冊を貸し出しをしております。学校図書館車会議の開催ということで、これは毎年7月に開催をしております。読書感想文関係の打ち合わせ、情報交換等を行っております。出前読み聞かせの開催ということで、上土別小学校、糸魚小学校等で開催をしたところであります。これは読み聞かせ鳩の会と連携をして実施をいたしました。学校との連携事業ということで、これは昨年の7月から土別西小学校をモデル的に実施をしております。内容については団体貸し

出し、図書コーナーの設置、読み聞かせの開催、読み聞かせのアドバイスを行っております。

次には、市内小学校 - 土別小学校、南小学校、西小になりますけれども、これは今年の2月に開催をしていますけれども、1日入学での情報提供ということで、入学予定者に1日入学児童の保護者向けに図書館作成の1年生向けのブックリストと図書館利用案内を配付と、図書館の図書の点字、選書などのアドバイスを行ったところであります。

更に、職場体験総合学習の受け入れも行っております。平成19年度の実績で小学生から高校生まで19回、延べ269名を受け入れいたしました。

以上であります。

委員長（山田道行君） 谷口委員。

委員（谷口隆徳君） 以上をもちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

委員長（山田道行君） ここで午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時36分休憩）

（午後 3時00分再開）

委員長（山田道行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。小池浩美委員。

委員（小池浩美君） 初めに、母子家庭支援策についてお聞きいたします。

いまや世界的な大恐慌ということで、この恐慌の嵐が吹き荒れておりますけれども、連日テレビ、ニューズペーパーその他いろいろな報道で派遣工とか期間工とか、そういった働き方をしている人々の姿が私たちの目に入るわけですが、母子家庭、この方たちも本当に非常に大変な暮らしを今、強いられているわけです。意外とそういう方々の報道がないものですから、その実態なんかよく私たちは見えないんですけれども、いろいろな統計から数字的に見ればもう一目瞭然、大変な暮らしを強いられているということがはっきりいたします。

それで、昨年の6月に閣議決定した「母子家庭白書」、これはまだきちっとした形で報告という形で出てきてはおりませんが、いずれ出てくるとは思いますが、その白書によりますと、昨年2月末現在で母子家庭に支給された児童扶養手当ですね、その受給者数、これが日本全国で99万8,942人、およそ100万人になったと。これは過去最高であり、その前年よりも1万人も増えたんだと、こういうふうに報告しております。100万人の児童扶養手当の受給者、これは本当に驚くべき数字だと思うんですけれども、それでこの100万人のうち84.5%の母親は働いているんです。働いていながらも、こういう社会保障的な給付を受けざるを得ない暮らしをしているということです。

臨時とかパートとかそういったものが49%、常用雇用は39%ということで、この臨時、パートなどの働き方は年々増えてきている。今の時点ではもっともっと増えているんじゃないかなと思います。これは全国的な平均的な数値から推測するわけですが、では本市の母子家庭

というのはどういう実態か、そこをお聞きしたいと思うんですが、それで母子世帯の数、わかれば教えていただきたいんですが、これは児童扶養手当を受けているというわけではなくて、つかんでいる母子世帯の数ですね。できれば5年前にさかのぼってどのような人数的に推移しているか、それも含めて教えていただきたいと思います。

委員長（山田道行君） 大西児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） お答えいたします。

母子家庭の世帯数でございますけれども、児童家庭課では子供が二十までの世帯数を把握してございまして、その数を申し上げますと平成16年度が241世帯、その後、横ばいの状態が続きまして徐々に減少はしてございますけれども、平成21年2月末現在におきまして232世帯となっております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それほど大きく増えたとか減ったとかということはなしに、今の時点で大体232世帯ということですね。それでは児童扶養手当のほうでお聞きしますけれども、20年度の児童扶養手当を受けている人の数と、それから1世帯当たりの受給額 - もらっている金額ですね、それをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） 児童扶養手当の受給者には、全部支給される場合と一部支給される場合、または支給資格はあるけれども、所得に応じて受けられない方がいるわけなんです。まず20年度の実績から申しますと、世帯数でございますが全部支給が105世帯、一部支給が65世帯ございまして、合計で170世帯となっております。支給額の平均でございますけれども、47万2,075円となっております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 児童扶養手当を受けている人が170世帯、そしてこの1世帯当たりの受給額が47万2,075円ということですから、1カ月で12で割り返したら、ほぼ4万円弱ぐらいになるのかなと思いますけれども、そういう金額を受け取っているということですね。今、御答弁いただいた数のうち働いている母親の数がどれほどか、それがわかれば教えていただきたいと思いません。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） お答えいたします。

働いている方の数ということでございますけれども、20年度でございますが、資格者全部を含めまして全体で185世帯がいるわけでございますが、そのうち155世帯の方が仕事をしてございまして、パーセントから申しますと就職率83.8%というふうになってございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） およそ83.8%の方々が手当を受けながらも働いているということですね。

これは先ほど申しました全国的な統計の数、84.5%の母親が働いているというのとほぼ土別の場合も一致するんでないかなと思います。

それで、今の「母子家庭白書」によりますと、平成18年、母子家庭の1世帯当たりの平均所得は211万9,000円となっております。これは前年から20万円も下がっている、減っているということです。私たちのような普通の一般の世帯の1世帯当たりの平均所得が563万8,000円、それと比べると母子家庭は211万9,000円。これはもう4割以下の所得、それで働いていると。働けど働けどという感じですけども、母子家庭の所得がいかに低くて、本当に困難な生活を強いられているかがよくわかると思います。

この211万9,000円の中には生活保護や、この児童扶養手当が含まれての211万9,000円だということになっております。だからこの給付金、社会保障的な給付金を受けなければ、いよいよもって所得は減るということですね。この白書によりますと、「生活が大変苦しい」といっている母子は48.8%、「やや苦しい」40.7%、合わせて89.5%の人たちが「生活が苦しい」、こういうふうにアンケートに答えております。それでちょっと本市の場合、また引き比べるんですけども、母子世帯の1世帯当たりの平均所得です。1世帯当たりの平均所得はわかるでしょうか。わかれば教えてほしいんですが。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） お答えいたします。

平均所得でございますけれども、年度ごとの所得について把握はしてございませんが、児童扶養手当の受給者について、平成19年4月と平成20年9月に調査したものがございまして、それで申し上げたいと思いますが、平成19年4月で世帯数が181世帯、平均所得が90万1,611円、20年9月ですと、世帯数が185世帯で平均所得が77万5,595円となっておりまして、19年度と比較いたしまして、20年度が若干減少している状況でございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 1世帯当たりの所得90万1,611円から、1年たった20年では77万5,595円になったということですね。これの中には児童扶養手当とか、そういったものは入った金額でしょうか。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） 税金の申告上の所得から数字を拾っておりますので、こういった非課税所得については含まれてございません。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 入っていないということですので、単純に考えますと77万5,595円に児童扶

養手当、先ほどの47万2,075円足せば所得だというふうになりますけれども、それにしても全国的な平均の所得よりもずっとずっと低いということが明らかになっていると思います。こんなような母子家庭の方々が必死になって働いて、そしていろんな手当ももらいながら、それでもなおかつ大変な暮らしを強いられているということです。これが土別市民にしているということですね。そのことをしっかりと認識していただきたいと思いますが、それで児童扶養手当についてちょっとお聞きしますが、昨年4月からこの児童扶養手当の支給額が減らされるということで、私も19年の第2回定例会でこのことについて取り上げてお聞きしているんですが、支給期間が5年過ぎると上限で2分の1、支給額が減らされるんだというようなことで、御答弁の中ではその対象者は102人もいるというようなお答えをいただいているんです。ですから例えば母と子の2人の家庭で全額もらえれば月額4万1,720円、これが2分の1になって2万860円になってしまうと。こんなようなことでいろいろ質問した経過がありましたけれども、どうなんですか、去年の4月からこの児童扶養手当の支給のやり方はそういうふうになってしまったんですか。どうでしょう。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西莊一君） 児童手当でございますけれども、平成15年4月に法改正によりまして、従来の児童扶養手当中心の経済的支援から就業、自立に向けた総合的な支援への転換が図られまして、その一環として離婚時における生活の激変を緩和するための給付へと位置づけが見直されたわけでございます。このことによりまして、支給期間が5年を超える受給者の中で就業意欲が見られない方に対しまして、支給額の2分の1を支給停止するという事になったわけでございます。

しかしながら、これは就労意欲がない者に対する措置でございます。就業している場合や求職活動をされている場合、または家族の介護、また負傷、疾病等によりまして、どうしても就業することが困難であるという場合につきましては、そのような届け出をしていただくことによりまして、従来どおり支給をできるというものでございます。

そこで本市の状況でございますが、今年の2月末現在の数字でございますけれども、受給者が170名ございまして、うち一部支給停止の対象者となる方は87名ございました。これらの方には事前に御案内を差し上げてございまして、既に全員が届け出を済まされております。よりまして、この方たち全員は従来どおり支給されることになってございます。参考までにその内訳を申しますと、雇用されている方が73名、自営業に従事している方が6名、求職活動を行っている者が7名、そして障害があってお仕事ができない方が1名となっております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） では、今年はだれも外される人はいなかった。よかったと思うんですが、こういうやり方は来年度も再来年度もずっと続くものなんですか。

委員長（山田道行君） 大西主幹。

児童家庭課主幹（大西荘一君） この制度につきましては、今現在の5年間たったということで対象なんですけれども、この制度はずっと続きますので、その都度こちらのほうで該当者に御案内して、この手続を済ませさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。働いていたり働く意欲があったりと、いろいろ条件に合えば今までどおり受給できるということですね。

それで、問題は生活保護の母子加算ですね。これが完全に今年度で廃止されるということになっております。母子加算の金額は大してそれほど大きくもないかもしれませんが、これも命綱として生活している母子家庭の方はいらっしゃる。今、全国的にも反対運動が繰り広げられて、裁判に訴えているという母子家庭の方々もいらっしゃいます。この母子加算をなくすなということですね。

それで、ちょっと教えていただきたいんですが、母子加算廃止に至る国の考え方と、そしてこれを廃止することによって母子家庭はどんな影響を受けるかを、ちょっと説明していただきたいと思います。

委員長（山田道行君） 都福祉課主幹。

福祉課主幹（都 研司君） まず、母子加算の廃止の国の考え方についてのお尋ねであります。母子加算につきましては、平成15年から16年にかけて、社会保障審議会生活保護制度のあり方に関する専門委員会におきまして、生活保護制度の妥当性について検討がなされました。その結果、母子加算を含めた生活扶助の基準額が、一般の母子世帯の平均的な消費水準を上回っているということから、生活保護と一般の母子世帯の公平性の観点から、平成17年度より年齢別にそれぞれ3年間で段階的に減額をし、廃止されることとなりました。

また、廃止によりどのような影響を受けるのかというお尋ねであります。母子世帯につきましては母子加算の廃止に伴いまして給付費の減額により、確かに経済的な面からも影響を受けるものと思っております。しかし一方では、新たな給付を創設し、世帯の自立に向けた給付に転換したところであり、その給付内容につきましては、1つ目には平成17年度に高等学校等就学費が創設されました。3年間の高等学校就学に必要な授業料や交通費、またPTA会費等の費用を支給の対象としまして、教育費の給付を義務教育から高等学校へ拡大されたところであります。2つには、平成19年度にひとり親世帯就労促進費が創設され、就労または職業訓練等を受け、自立に向けて努力をしている世帯に対して、新たに給付金を支給することとなりました。収入額に応じて、月額3万円以上の収入があった場合は1万円の給付、3万円以下の収入の場合は5,000円の給付を行っているところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それではお聞きしますが、平成17年からの高等学校へ入ったときにもらえ

る給付金と、平成19年の就労促進費の給付金と、その実績というのは土別であるんですか。

委員長（山田道行君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 高等学校の就学費については、情報は今手元にありませんが、ひとり親の就労促進費の給付内容につきましては、これも20年度の実績でございますが、就労収入が3万円以上の世帯が9世帯、就労収入3万円以下が1世帯となっております。

以上です。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 去年の話ですね、それはね。ではこの9世帯と1世帯の方々は、それぞれ給付金をいただいているというふうに考えていいですね、はい。

それで、今、都さんはおっしゃらなかったけれども、この児童扶養手当とか母子加算、今度それぞれ大幅削減や廃止、それにかわって国は15年度から、母子家庭の自立を促進させるための就業支援という政策をスタートさせていますね。これは給付をしない、お金出さないよ、そのかわりにあんたたち、自立して生活できるようにということで、別な形で支援しましょうということでの支援策なんですよ。ここにも平成18年度版の就業支援に関する施策等ということで厚生労働省が出した、いろんなやってみたことのまとめとか、これからの施策とかというのが出ていますからね。これは全国的にすべての自治体に、こういうふうにやりますとお知らせは行っているんでないかと思えますし、取り組んでいる自治体もあると思うんですけども、これについては土別市の場合、今日までこういったものに取り組んできているのか、それともいないのか、15年度からだから、ほぼ6年ぐらいたちますけれども、この間、国がいうこの就業支援の施策、いろいろな自立支援の施策、何か取り組んできたのかどうか、そのことを教えていただきたいと思えます。

委員長（山田道行君） 池田児童家庭課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

今、お話がありましたように、15年から制度が自立支援ということに転換をしてきておりますけれども、15年当初からにつきましては、主に母子相談員を配置をいたしまして、相談業務が中心になってきております。今お話がありましたような国の制度、例えば自立支援教育訓練給付金制度でありますとか、いろいろ制度がありますが、それらについてはなかなか地域の実態としては難しいという判断の中で取り組んでこなかったわけですが、昨年20年から新規事業ということで、自立支援教育訓練給付金事業につきましては土別市としても実施をしております。その他については、例えば高等技術訓練促進費というような、例えば看護師さんになりたいということで、ここに通えば生活支援の一部助成でありますとか、あるいは研修費の助成というのがあるんですが、土別にそういう施設がありませんので、現実的にはなかなか難しいということで、今、土別としては自立支援の教育訓練給付金事業に取り組むんだということでございます。

したがいまして、今年からなんですけれども、この新しい新規事業についてざっと御説明し

ますが、1つの研修自立支援教育訓練給付金事業については、例えばホームヘルパーでありますとか、あるいは医療事務でありますとか、あるいは調理師でありますとか、こういうものについては、ホームヘルパーは市内でも年に1回程度は講習会があります。あるいはこれらについては通信教育なんかも可能ですので、そういうことでこの事業を実施しております、助成金としては4,000円以上10万円以内ですが、支払った経費の20%までということで実施しております。そのほか、市としては単独で同じように母子家庭就業支援モデル事業ということで実施をしております。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 整理して考えましょう。全部一緒くたにお答えになったようにですけども、では15年から20年までは、国が言うようないろいろな職業能力開発のための訓練のこの事業です、それはほとんどやってこなくて、相談業務を中心にやってきましたということですね。20年には取り組みましたということで、この取り組んだことが自立支援教育訓練事業ということで給付金が出るんですけども、それを取り組みましたと、そういうことですか、いいですか。

（「そのとおりです」の声あり）

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、その相談業務ですね、ずっとやってきた相談業務、それも大切な業務だと私は思います。母子家庭へのよりどころとしての相談業務、これは非常に必要なことだと思いますが、相談業務の実績を知りたいんですけども、前にいただいた資料では20年度に限って考えますと261件もの相談があったんですよ。そのうち212件、これが経済的支援を求めての相談ということなんですね。相談の中身もいろいろありまして、子育てとか生活のこととか養育費の確保、就業支援とかいろいろあるんですけども、その中でも経済的支援が実に81.2%もそれを求めて相談しているんですけども、まずこの相談の内容ですね、経済的支援を求めるといっても、どういうことを相談しているのか、そんなに細かくでなくていいです。ざっと大まかなところで教えていただきたいことと、そしてこういう相談に対してどのように対応してきたかも教えてください。

委員長（山田道行君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

経済的支援の中身でありますけれども、主に例えば母子の福祉資金の貸し付けについての相談でありますとか、あるいは手続、それから児童扶養手当の手続、そういったものがかなり多くなっておりますが、そのほか就労関係でありますとか、場合によっては保育所の入所等の相談もございます。市としては母子自立支援員という専門員を1名、児童家庭課のほうに配置をしております、この担当職員が具体的に窓口に来られた母子家庭のお母さんに全体的な、そのほかいろいろ免除制度でありますとか、いろんなものがありますので、それを一括してお話

をして、必要に応じて担当部局のほうと連絡をとって来ていただくとか、あるいは行っていただくというようなことで対応させていただいております。

以上です。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、20年に行った事業ですね、教育訓練の事業、その実績はどうだったか教えてください。

委員長（山田道行君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

教育訓練事業の20年、今、途中でありますけれども、実績といたしましては相談件数としては6件ございました。今、申請が1件上がっております。ただこの助成についてはすべての講習が終わってからということになっておりますので、実績としては支出については来年度ということになるかと思っております。

以上です。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、どんな中身なのかも教えていただきたいと思っております、この事業の中身ですね。

それと、もう一つ続けてお聞きしますが、21年度予算案にその就業支援事業費として48万5,000円上がっておりまして、それで先ほど池田課長は、この21年度予算のこの事業は自立支援教育訓練給付金、それから高等技術訓練促進費は入っていませんでしたね、これは入っていないですね。自立支援教育訓練給付金の事業と、もう一つ何かがあったような気がしたんですが、そのことも含めてお答え願います。

委員長（山田道行君） 池田課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをいたします。

まず、自立支援教育訓練給付金事業ですが、これは母子の方がなかなか就労するといっても資格とか特に持っていませんので、なかなか就業機会が少ないということで、そういう資格等をとっていただいて就職を有利に進めようということであります。このために雇用保険制度の関係で既にやっている事業なんです、これの中で指定講座というのがありまして、これは非常に広い範囲で指定講座を厚生省が指定をしております、その講座を受ければその受け経費、その20%を研修終了後にお支払いをするというような制度でございます。

それから、新たな土別市の単独施策として実施をしておりますのは、母子家庭就業支援モデル事業という名前で予算書に載せてございますけれども、これは母子家庭の支援策を立案する段階で、実は児童扶養手当の受給者の皆さんにアンケート調査をいたしました。あるいは母子会なんかの聞き取りもいたしました。その中でどうしても保育所の時間も延長してきておりますが、例えば日曜日でありますとか、あるいはもっと早い時間、遅い時間、どうしても勤務の関係で子供さんを預けないと仕事ができないということも実はあるんだというような話もござ

いましたので、そういうところをとりあえず母子の方に限って対応していくということで、民間の保育サービスを利用させていただいて、その利用料の半額を助成していただくということで、市の担当施策として実施をしております。保育サービスの時間については民間のサービスを利用します関係で、主に7時ぐらいから21時ぐらいまでというような形になっております。この事業につきましては、おおむね小学校3年生ぐらいまでを年齢要件としております。

実績としましては、相談が今年5件程度ございまして、登録をいただいている方が2件で、実際に使用している方が1件ということでございます。

以上です。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 私は国の児童扶養手当、これを削っていったり、それから母子加算をなくしてしまったりという国のやり方ですね、こういう国のやり方は許せないと思うんですよ。しかも、それと引きかえみたいに、今るる御説明いただいたさまざまな就職支援の事業をつくってきて、これを地方自治体でやりなさいというやり方ですね、そういうのは非常に許せないようなやり方ではないかなと私は思うんです。なぜならば、今お答えいただいたように国が言ってきたこのいろんな支援策、全然こういう土別みたいなところでは使えないというのが結構あるわけで、旭川とか大きいところへ行かないとならない。ではそれは時間的にも経済的にも母子家庭には無理だと、そんなような支援策をいろいろ出してきているわけですよ。ですから私はこんな国の支援策なんか、そんな取り組まなくてもいいんじゃないかとさえ私は思うんです。

それで、むしろ土別市独自の、先ほど御説明いただきました母子家庭支援モデル事業とかということで考えついたと思いますけれども、そういったようなものをいろいろと知恵を絞って考えて、土別市の母子家庭にすぐ援助の手が差し伸べられるような、そういう政策を考えて実施するべきではないかなと、そういうふうに思うんですけれども、こういう考え方についてはいかがですか、どうお考えでしょうか。

委員長（山田道行君） 宮澤保健福祉部長。

保健福祉部長（宮澤勝己君） 子育て母子家庭について、本市の独自の有効な支援策を考えて速やかに実施すべきでないかというお尋ねでございます。母子家庭の今の所得状況などを見ますと、子育て環境というのは非常に厳しさが増していると考えておりまして、市としましても有効な支援策を何とかしてまいらなければならないというふうに考えてございます。

母子家庭を支援する国の制度もいろいろありまして、できるだけ活用を図ってまいりたいと思いますけれども、先ほど説明したような高等技術訓練などのように、この地域ではなかなか活用が難しい制度もありますので、市単独での事業実施も視野に支援を考えておるところでありますけれども、先ほど担当から申し上げたように、20年度からは新規事業では地域で有効に活用できると思われまます母子家庭自立支援教育訓練給付金事業を実施しておりまして、あわせて児童扶養手当受給者へのアンケート調査で、希望の多かった早朝や夜間、休日の保育に対応するための母子家庭就業支援モデル事業を、市単独事業として現在実施しているところであり

ます。

これらの事業については20年度から始まったばかりでありますことから、事業の推移も見ながらということもございますけれども、今後につきましては母子家庭の御意見もお聞きするなど、また他市の状況も含めて、市として母子家庭の支援策が何ができるのか、今後また十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次、農業委員の定数削減についてお聞きしたいと思います。

今年7月に農業委員の選挙がありますが、選挙で選ばれる農業委員の定数は21人、それを20人に減らすということです。それでまず初めにお聞きしたいのは、選挙で選ばれる農業委員の定数ですね。これは定数条例で何人というふうに決められてはいるんですが、一体その何人は何を基準に決められているのかということと、今年1人減らしたのは何ゆえかということをお聞きしたいと思います。

委員長（山田道行君） 田中農業委員会総務課長。

農業委員会総務課長（田中敏宏君） お答えいたします。

最初に、委員定数について御説明いたします。農業委員は公職選挙法に基づきまして選出される選挙委員と、農協、農業共済組合、土地改良区及び議会の推薦により選出される専任委員で構成されています。合併後の農業委員定数についてであります。平成16年6月より合併協議会において協議を重ね、在任特例期間を農業委員統一選挙改選日に合わせ、平成18年7月19日までとし、その農業委員定数は選挙委員定数が30名、専任委員は団体推薦が3名、議会推薦4名の7名で、合計37名でありましたが、実数につきましては選挙委員が28名、専任委員は団体推薦が3名、議会推薦2名の5名で、合計が33名でありました。合併後の最初の改選の選挙委員定数につきましては、農業委員会等に関する法律施行令により、基準農業者数が1,100人を超える農業委員会につきましては30人以内と定められており、当時の基準農業者数は1,130人であったことから、旧土別市農業委員会と朝日町農業委員会との協議によりまして、農業委員1人の担当農家数を50戸程度とし、農地面積等も考慮しながら地区別に検討し21名といたしました。専任委員につきましては団体推薦が3名、議会推薦が4名で合計7名でありましたが、現在の農業委員数は選挙委員は21名、選任委員は団体推薦が3名、議会推薦が3名の6名で、合計が27名となっております。

次に、農業委員会の選挙委員の定数削減の理由についてでございますが、農業委員会等に関する法律施行令の規定により、基準農業者数が1,100人以下の農業委員会につきましては20人以内と定められております。現在の基準農業者数は855人となっておりますが、耕作放棄者、遊休農地の発生を未然に防止するための適正管理指導等の業務が増加しているため、担当農家戸数と業務内容を考慮し、現在の21人を20人に改正するものでございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、この際ですからちょっとお聞きしたいんですが、農業委員会の役割、それを簡単にちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（山田道行君） 田中課長。

農業委員会総務課長（田中敏宏君） 農業委員会の業務内容についてでございますが、農業委員会法の第6条に明記されておまして、大きく分けて3つございます。1つ目は法令に基づく必須の業務でございまして、農地法や農業経営基盤強化法などの法律に定められた規定に基づき、農業委員会でなければならない業務でございます。

2つ目には、法令に基づく任意の業務で、地域農業の振興を図るための活動でございます。

3つ目には、意見の公表、建議及び諮問に対する答申でございます。地区内の農業及び農業者に関する事項につきまして意見を公表したり、他の行政庁に建議し、またその諮問に応じて答申する業務でございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 大変簡単でしたね。

次、ここに平成17年度から20年度までの4年間の農家戸数及び農地面積の資料をいただいております。これを見ますと、17年度から20年度の4年間で農家戸数が141戸減少しております。それから農地面積は159ヘクタール減っております。特に19年度は、農地面積が前年に比べて134ヘクタールも減っております。その前年18年度は、畑のほうで38ヘクタール増えているんですよね。19年度になるとその畑は103ヘクタール減っております。こんなふうに年々減っているんです。戸数も土地も減ってきてはいるんですけども、こういうふうになってきたことをどのように分析されているのかということと、ちょっとお聞きしたいということと、特にこの19年度の落ちぐあいというのは何なんだろうかと思うんですけども、そのところもちょっと教えていただきたいことと、これからもこんなふうなペースで減っていくのだろうか心配なんですけど、どのようにお考えになっているのかをお聞かせください。

委員長（山田道行君） 伊藤農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君） お答えいたします。

まず、農家戸数の減少でございますが、平年でも大体20戸から30戸、高齢家庭で後継者がいないという方については減っているんですけども、とりわけ18年に品目横断の対策が出まして、これの要件が耕作面積10ヘクタール以上というのがありましたので、これで後継者がいなくてという方については、その時点でもう規模を拡大するというのは大変だということで離農をしたということが多くて50戸程度、18年、19年は、その2年で100戸ぐらい減っていますので、そんな状況に実はなっております。今後も、恐らく高齢者で後継者のいない方を中心に、10戸から20戸は減るのではないかとこのように思っております。

農地面積の減少の関係でございますが、農業委員会は現況証明をやっておまして、毎年土

地の所有者から、私の持っている耕作条件の悪いところでもう何年もちょっと見作付なんだと、現況に合わせて地目を変えてくれないかというのが20件程度、実は農業委員会のほうに申請が上がってまいります。そのたびに農業委員さんと現地を調査をしまして、なるほどこれは農地としては判定できないなという部分については、現況証明で落としているというのがございまして、この関係で特にそういう面では19年が多かったかなという気がいたします。

それから、18年に畑が増えている部分があるんですが、これも品目横断の関係で耕作面積に実は河川占用している面積も加えていいよと、農業委員会で経営証明を出して、その面積で確認をするということがあったもんですから、農業委員会でそれまで管理していなかったんですが、開発局と土木事務所に行って、農業者が占用している面積について全部調査をしまして、管理台帳に載せたということで増えたというふうに思われます。

今後どうなるのかということでございますが、昨年、耕作放棄地の一斉調査を実は行いましたので、土地の所有者が、この農地はもう非農地ではないかというような申請は恐らく大分減るだろうというふうに思っています。ただ植林転用を含めて転用がありますので、こんな大幅にはならないと思いますが、若干は減っていくのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それでは、私は昨年でしたか、昨年の第2回定例会なんかでもこの品目横断の経営安定対策についていろいろお聞きしておりまして、全国で9割、北海道で4割の農家が切り捨てられるんでないかというふうなこと、そしてやっぱり耕作放棄地が増えるんでないかということをお聞きして、いろいろお聞きもしてきております。これが名前変わって水田・畑作経営安定対策というふうにも変わって、国は進めているんですけども、これはやっぱり経営安定にはならない政策だと私は思っております。私はそういうふうに思っているんですけども、この品目横断、そして水田・畑作というふうにな名前が変わったこの国の政策についてお聞きするんですが、これはやっぱり失敗作、失敗の政策、国の誤った政策ではないかと私は思うんですが、いかがそちらはお考えでしょうか。

委員長（山田道行君） 相山経済部長。

経済部長（相山佳則君） 今の品目、今、名前は変わって水田・畑作経営安定対策というふうになってございますけれども、この対策が出たという根底には、G A T T・ウルグアイラウンドからのW T O農業交渉があったというふうに考えております。いわゆる生産を需要と供給のバランスを欠くような生産を刺激をするような対策は各国でとってはいけないということがあって、当時よく言われておりましたのでデカップリング政策という中から、今の品目横断の経営安定対策が出てきたわけなんでありますが、このようにいろんな海外の交渉の結果、国内の農政も変わるというようなことがありますので、そういった要因を全体的に見ますと、今日思うような効果が出ていないということは確かにあると思っておりますけれども、全体を見渡したときに、それが失敗かどうかという判断はちょっと難しいところがあるんでないかというふうに考えて

おります。

ただ、この品目横断、19年度から導入されておりますけれども、ここで所得を補うために国から来るその交付金の内容が、平成16、17、18の3カ年間、直近3カ年間の平均をとるというような部分的な年数をとらまえておりますので、例えばこの地方におきますと、麦なんかは天候の影響で非常に大きな収益の低下を招いていたというようなところがカウントされて、そこをよりどころにして交付金が来ておりますので、現状から見たら相当経営を圧迫するような内容になっているような形で来ておるといことからすると、必ずしも地域の農業者の方にとっていい影響は与えていないというふうに私も感じておりますし、先ほどの農業委員会の局長からお話しありましたが、10ヘクタール以上の認定農業者といったような条件がついておるので、そこにどうしても到達できないというような方は、その時点で離農を余儀なくされるというようなことがありました。

ただ、そういった条件も地域に合わないというようなことは、我々随分訴えてきた結果、市町村特認というようなことが出て、その後、所得に関しましても、先進的に麦だとかビートだとかの生産に取り組むところについては、所得の上乗せするというような改善もされてきておりますということからすると、当時その品目横断が出たときの制度設計から見ると、かなり改善はされてきておるんでないかなというふうに考えておりますけれども、委員おっしゃるとおり、全体的にはかなりこの地域の厳しい状況をもたらしているという一面もあるというふうに考えておりますし、またそういったところについては常に、地域としてこういう状況にあるので改善してほしいという声を出しているわけだなというふうに考えています。

すみません、今、市長のほうからちょっと言われたんですけれども、品目横断的経営安定対策は今言ったその3年間に麦、大豆、デンゲンバレイショ、ビートをつくっていた、その4品目に対してその3年間の実績で来るわけですから、そこの実績でそれをつくっていたといったその実績があれば、そのもの自体をつくらなくても交付金が入ってくるという状況があります。

それで私も、逆にそういった状況を逆手にとって、ビートについて独自の手当をすることによって、他から面積を持ってこれるんでないかということで取り組んで、土別の指標が540ヘクタールあったんですけれども、その結果602ヘクタールぐらいまで延ばすことができたんですけれども、今日の状況でいいますと、結果的につくらなくてもその交付金は来るといの方々がつくらないという状況も出てきておりますので、単独で施策を組んでも、ちょっと言葉は悪いかも知らんですけれどもバケツに穴があいたというような状況で、面積を支えるのに苦労しているという面もありますんで、そういったことからすると、この地方にとっては必ずしもいい施策とは言えないというふうに思います。

以上です。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） わかりました。それで、今、事務局長のほうからお話がありましたが、耕作放棄地の調査をしたということですが、19年度でしたっけ、19年度にしたんですね、耕作放

棄地の調査。20年度ですか。20年度。19年11月の決算委員会において神田委員の質問にはその耕作放棄地調査してどうだったかということで、57.1ヘクタールだとお答えになっているんですが、それはいつのですか。もうちょっとはっきりさせてください。

委員長（山田道行君） 伊藤事務局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君） お答えをいたします。

農業委員会の業務として農地パトロールというのがございまして、農地が適正に使われているかどうかというのを毎年発行ということになっておりまして、毎年やっている中で19年については57.1というデータを報告しているわけですが、20年に全市的に全部やり直したという中身であります。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） では、20年度の結果はどうだったのか教えてください。

委員長（山田道行君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 私のほうからお答えいたします。

先ほど言いました平成17年度につきましては、平成17年度から食料自給率向上のために耕作放棄地の解消対策は強化されてございます。それで18年から19年にかけて、先ほども局長からありました実態調査を実施したということでございます。そこで平成19年11月には農業委員会において57.1ということで、調査結果の概要報告をされたところでございます。

それで、その後、農林水産省では、食料自給率の向上を図るためには耕作放棄地の解消が不可欠ということですので、20年度に地域の状況に応じたきめ細かな対策として、現地調査に基づき農地に戻せるかどうかも含め、これらを把握するために、平成20年4月に国のほうで耕作放棄地解消支援ガイドラインが示されておりました。それに基づきまして市町村ごとに解消計画の策定が義務づけられたところであります。

そこで、先ほども申し上げましたけれども、土別市と農業委員会等の協力のもとに、昨年6月から10月にかけて現地調査を実施したところでございます。平成20年度の耕作放棄地解消計画を、21年1月15日に本市において作成したところでございます。その策定内容についてでございますけれども、いわゆる緑の土地、すぐ使える土地というのが、農業用機械等で草刈りをすれば使える土地というのが15ヘクタール、それと草刈りだけではすぐ使えないんで、基盤整備をして利用すべきものということで黄色の土地、それを10ヘクタールというふう把握してございます。これらによりまして合計25ヘクタールが耕作放棄地というふうになってございます。それと、既に原野化し農地に復元して利用することができない土地に該当する土地を、農業委員会のほうに非農地として判断を土別市のほうから依頼し、その回答に基づきまして、その土地がいわゆる赤の土地という位置づけをしてございますけれども、昨年11月の決算審査特別委員会では平野委員に御質問にお答えしました際には、81ヘクタールとしておりましたけれども、その後、対象農地の精査の結果、最終的には83ヘクタールというふうになっております。このようなことで実施してございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ありがとうございます。赤、黄色、緑という意味がよくわかりました。それで、その21年1月、ついこの間ですね、耕作放棄地解消計画を策定したというようなお答えでしたけれども、前の質問の御答弁では、これを策定して5年後をめどに耕作放棄地を解消するんだというふうにお答えになっておりますけれども、この調査結果をもとに可能なのかどうか、ちょっとお聞かせください。

委員長（山田道行君） 佐々木主幹。

農林振興課主幹（佐々木 勲君） 先ほどの緑と黄色の25ヘクタールの解消計画ということですので、その耕作放棄地の解消計画ですけれども、23年度までに策定してございます。まず緑の15ヘクタール、それと黄色の10ヘクタール、合計25のうち、まず21年度につきましては4ヘクタール程度は直ちに集積できるのではなかろうかというふうに踏んで計画を立ててございます。それと22年度には緑の土地8ヘクタールの集積、それと黄色の土地を若干整備をすれば使えるぞということで3ヘクタール、それと23年度につきましては、若干権利関係の調整が必要なものということです、それらの処理で3ヘクタール、それともう一つ黄色の土地7ヘクタール、小径木や何か入っておりますので、それらの除去について7ヘクタール、22年度との合計で21ヘクタールを対策を講じていこうということで考えてございます。これらの解消計画につきましては、その所有者とも対策や何かも随時協議しておりますので、関係機関、農協さんとも含めながら、農業委員会等も含めまして、新たに使えるような方向で農地利用に向けて努力してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） ぜひとも農地は使えるものはどんどん使えるような形に復元してやっていただきたいと思います。

この質問の最後の質問になりますけれども、ちょっと確認も含めて農業委員会にお聞きいたしますけれども、前の私の質問で農地法の改正案ですね、これが国会に出そうなときに農地法の改正についてどう思うかとお聞きしましたところ、これは認められないという御答弁をいただいております。さきの一般質問で、神田議員の質問に対しての農地法への改正のお答えでは、この法律が決まってしまうたら、これはもう企業参入もやむを得ないというように私は聞き取ったんですが、そんなような感じのお答えをされたんでないかなと私は聞いたんですが、もう一度その本当のところ、真意はどうか、農地法の改正に対して土別の農業委員会としてはどうお考えなのかを再度お聞かせ願いたいと思います。

委員長（山田道行君） 伊藤局長。

農業委員会事務局長（伊藤 暁君） 農地法にかかわってお答えいたします。

農業委員会は、小池委員おっしゃるとおり企業の一般算入については、ずっと一貫をして反

対をしまいにしました。この間も北海道農業会議、全国農業会議所を通じて、全国大会でも一般議員の算入を認めないという決議をしながら、国会議員要請も含めてやってきたわけですが、2月24日の閣議で農地法の改正案が出されまして、賃貸による一般企業の参入を認めるという形の農地法になっております。今後どういう審議されるかわかりませんが、もしこの閣議決定の内容で改正がされたとすれば、士別市農業委員会としても、正しい申請であれば精査をして認めざるをえないだろうというふうに思っております。

神田議員にもお答えをいたしました。この一般企業が参入する場合に、恐らく農地法3条での許可申請になるだろうというふうに思います。農地法3条は媒体契約ですので、事前に審査計画と違いまして、基盤強化法と違いまして、農業委員があっせんをしたり調整をすることはできません。お互いに決めて申請書を出していくということになりますので、申請を受けた後の審査ということにならざるを得ません。したがって、その審査に当たっては今まだ詳細内容は来ていませんが、契約の中に「農地を適正に使わなければ契約を解除する」という項目を入れなさいという部分、もう一つは、「その契約に基づいて契約を解除しない場合については、農地法の許可を取り消してもいいですよ」というような一文も入るようでありますから、その辺も十分考慮しながら、まずはその算入してくる地域が地域の集落営農に影響を与えないのかどうかということで、算入する地域が適正なのかどうかという判断をまずしなければならぬというふうに思っていますし、その法人が本当に農業生産活動をやるのかどうか、そんな技術があるのかどうか、あるいは農機具あるいは施設含めてあるのかどうか、この辺の審査もしなければならぬというふうに思っています。

もう一つは、地域の農業者とちゃんと連携を持ちながら、協力をしながら、地域環境を壊さないような形で農業をできるのかということの企業理念も含めて調査をしながら、最終的には時間をかけて農協なり地域とも協議をしながら慎重に判断をして、適正と認めた場合については認めざるを得ないというふうな立場に立っているところであります。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 次に、士別東高校についてお聞きいたします。

2月5日に総務文教常任委員会として調査に士別東高校を訪れました。この東高校は昭和23年に開校されたということで、昨年は60周年を迎えております。現在の校舎は昭和34年から37年にかけての建設で、もう築50年に近いという状態です。この間、一度も改築はされてはなくて、部分的に補修をしてきたとか改造してきたと、こういうような状況だそうです。行ってみても確かに古い校舎ではありましたが、それでまず初めに、では約この50年間、一体どのような改修、補修等をされてきたのか、主だったものをちょっと教えていただきたいと思っております。

委員長（山田道行君） 石川教育部次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えをいたします。

まず、東高の改築に取り組んできた具体的な中身で御報告を申し上げたいと思いますが、ま

ず最初に、昭和55年に屋体の張りかえ工事が始まりまして、その後、60年には保健室の移転工事、61年にありましてはトイレの水洗化工事、更に平成の年に入りまして、2年には情報処理の専用教室をつくと。それから8年には多目的教室の照明工事や劣化した窓のサッシの取りかえ、平成9年には福祉実習室や生徒の食堂、理科教室の改修工事、更には普通教室の塗装工事、更に11年、12年におきましては普通教室や廊下の床の張りかえ、更には体育館の暖房施設の設置、平成14年には校舎の屋根、窓枠の改修、外壁の塗装、教職員トイレの増設、そして直近になってまいります、平成17年には校舎管理棟の屋根の塗装、19年には体育館の張りかえ改修工事、そして20年におきましては体育館の内装張りかえ工事と、このような形でいわゆる改修工事に取り組んできたという経過がございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） このような部分的に直したりと、丁寧に丁寧に使ってきているということはよくわかりますが、60年は長いですね。今までに一度も全面改築というか、校舎を新たに建てるというようなチャンスはなかったのかどうか、そういう話は出たことはなかったのかどうかということをお聞きしたいんですけども、そういうことに踏み込めなかったのは、それはやはり生徒数の減少が大きな原因なのかなとも思うんですが、一体そこら辺のところ、どうだったのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

委員長（山田道行君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

まず、その校舎の建てかえの話があったのかなかったのかということでございますけれども、少なくとも先ほど御答弁申し上げましたとおり、年次ごとにほぼ何らかの形で改修に取り組んできたという経過を踏まえましたときに、そういう話はなかったのではなからうかというふうに推察をいたします。

その原因ということにならうかと思えますけれども、やはり新たな校舎建設までに至らないということにつきましては、昭和40年以降、45年からの部分の経済的、社会的な状況というのは大きく左右しているのかなというふうに考えますけれども、高校進学者の学校の選択の幅というものが飛躍的に拡散化したというような側面が、まず1点あるのではないかというふうに思います。あわせて、近年言われていることですが、少子化に伴う入学者の減ということもございまして、今日、東高校を取り巻く環境の変化というものが大きく要因しているのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） その時々理由というものもあろうかとは思いますが、今、市内の学校が、糸魚小学校にしても土別中学校にしても学校が次々と改築して、今度は多寄の小学校だというふうになっていきますけれども、そういうことを考えますと、同じ学校の生徒でありな

がら教育環境の格差がすごいなというふうに感じます。これは大上段に振り構えれば子供たちの教育を受ける権利、これが非常に不平等なまま、ずっと来たんでないかと私なんかはそんなふうにも思ったりもします。それなりの事情というのは今の御答弁であります、そこら辺が非常に胸の痛むところです。その教育を受ける機会均等あるいはその平等性ということについてはどのようにお考えでしょうか、ちょっとお聞かせください。

委員長（山田道行君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

確かに小池委員おっしゃいますとおり、校舎そのものにつきましては、いろんな補修、改善等を含めまして今日まで取り組んできているところでございますので、お話のとおり施設面につきましては、必ずしも快適な教育環境にあるとは言いがたいのではないかというふうに、私も認識しているところでございます。

しかしながら、東高校の教育方針並びに教育課程等々につきましては、校長先生初め先生方、日々の研さん指導に当たっているわけございまして、特に個別の学力に応じた習熟度別学習というようなことに非常に力を入れて取り組んでいるということで、普通の高校のようなことではございませんし、ましてやその40人の定数ということもございまして、そういった習熟度学習というものについて行っているということで、一つには特色ある教育が展開されているのではなからうかというふうに思いますし、生徒の人たちも非常に生き生きとして学習に打ち込んでいるということでございますので、今御指摘がございましたように必ずしも教育の格差や不平等が生じているというような考え方には立っていないということでございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 生徒の明るさ、元気さ、あるいは屈託のなさに甘えてはいけないと思いますよ。

それで、その60年の歴史の中でたくさんの人材を輩出してきていると思うんですが、この上士別地区とか、あるいは士別の市に、東高校というのはどんな役割を果たしてきたのか、影響を与えてきたのか、どんなふうに認識されておられるかお聞きしたいと思います。

委員長（山田道行君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） 委員御承知のとおり、東高校につきましては上士別地域のみならず、士別全体の部分ということで、とりわけ今日におきましては上士別地域における高校ということで、地域の皆様方から愛されているということがまず一つあると思います。

ただ、東高校は設立当初から農業後継者の育成ということが中心に開校されてきたわけですが、時代の変遷によりまして商業教育に力を入れ、近年におきましては福祉教育に力を入れて、今日の学校があるということでございますので、そういった意味からしますと生徒の進学先、就職先等も福祉関係のところ非常に多く行ってございますので、そういった意味での東高校の存在というのは意義があるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、具体的に1つ私は要求したいと思うんですが、非常に寒いんです、教室が。私どもが2月5日に行きましたけれども、寒かったです。学校側の説明もいただきました。学校側としては1月22日から2月3日の7日間、教室の室温調査をしております。これは余りにも寒いから調べてみたということでしょうけれども、ストーブが真ん中においてありますけれども、朝の6時50分にストーブに火を入れると。授業が始まるのは8時45分だということです。外気が昨年マイナス29.5度という寒さが3回あったということなんですが、授業が始まるまでも温かくなれないから物すごく寒いので、制服を自由にして防寒着を着ていいよということにして、ジャージを着たりウインドブレーカーあるいはスキーウエアを着させて、また毛布もかけたりして授業を受けたんだというお話です。

そのことは教育委員会もちゃんとわかっていまして、その対応としてストーブを端っこにあったのを真ん中に移動したということですね。真ん中にして窓側にビニールを張ったという対応をしてくれたんだということですが、そんなことをやっても全然それは何の効果もなかったようですけれども、さっぱり午前中は温度が上がらないという、そういう中で子供たちは勉強をしなければならないという実態。

文部科学省の学校環境衛生の基準というものの定めでは、室内の最も望ましい温度は、冬で18度から20度、夏は25度から28度と、こういうふうになっているんですよ。冬は18度から20度ということなんですが、この調査によりますと2月3日ですね、特にそれほど寒いという、最低気温でマイナス18.8度の日ですけれども、これでも8時45分、授業が始まるころは窓側はマイナス3度、それからストーブに近い中央側は18度、こういうふうになっていると。さっぱり温度が上がらないという教室なんですよ。

それで私は不思議に思ったのは、この実態を教育委員会はわかっていたはずなのに、どうして今年度の国の補正予算、地域活性化生活対策臨時交付金なんていう1次、2次のいろいろな補正が上がってきたけれども、ここのストーブを買うとかね、温風式のびゅーっという強力なストーブを買うとか、あるいは教室全体にこんな厚い断熱材を入れるとか、何かいろいろと考えなかったのかなと思うんですよ。せっかくのチャンスだったんでないかなと思うんですけれども、今年また冬が、これから春ですが冬が来る前に、ちょっと具体的なこの教室の暖房対策をとることを求めますけれども、いかがでしょうか。

委員長（山田道行君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

今、小池委員からお話がございました状況等々については、昨年秋口におきましてその前の冬がそういう状態だったということがございます。それで教室、非常に老朽化しているということもございまして、窓ガラスの部分ですとかそういうことで、非常に劣悪な環境の中で授業を受けざるを得ないということもございました。

それで、私どもといたしましては先ほど小池委員のほうからお話しございましたように、そ

それぞれの生徒が使用する教室等々においてどういった状況にあるのかと。要するに正直に申し上げまして、そのすき間風の防止の部分ですとか、ビニールというのは応急措置でございましたけれども、そういう抜本的な対応といえますか保温効果といえますか、そういったものをきちっと検証しましょうということで、学校側とも協議をさせていただきまして、そういったデータ集めを今度の部分でさせていただいているということでございます。

結論から申し上げますと、新年度におきましては、また寒い冬がやってまいりますので、生徒たちが快適な学習を快適な教室で行えるような形で、今後対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） それで、最大の原因である生徒数の減少の問題なんですけれども、2年間連続して10名を切ったら、その存続そのものが危ないんだという道教委の冷たい政治のやり方なんですけれども、それで今年の入学数をまず確認したいなと思うんです。もう入学試験も終わったと思うんですけれども何人入学されたのかと、そしてその結果、1年2年3年、そして4年生ですか、何人ずつになって、合計何人になったのか教えてください。

委員長（山田道行君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えをいたします。

21年度におけます入学者の数でございますが、受検をされた方6名でございます。そこで6名のほかに休学者、学校を休んでいるという方でございます。休学者が1人ということで新年度の入学につきましては7名を予定をいたしているところでございます。それに伴いまして4月1日の時点での1学年から4学年まで、4学年制でございますので、生徒数でございますが、1学年が21人、2学年が12人、3学年が8人、4学年はおりませんので、総体として41人の在籍ということになってございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） 今の時点で7人だということは非常に厳しい人数ですけれども、これは5月1日の時点で10人を割ったということでしょうから、しばらくちょっと時間はあるんですけれどもね。まだ何人か、もしかしたら入ってくるかもしれないなんていう希望もありますけれども、それでたしか何年か前にもこういうふうに10人に満たなくて、募集停止になるんじゃないかというようなときがあったかのように私は記憶しているんですが、そのときはどんなふうに乗切ったのかお聞かせください。たまたま運よく次の年は10人以上入学したということなんですか。

委員長（山田道行君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

今、委員のほうからお話がございました関係で、直近で申し上げますと平成18年度の入学者

が10人を切って9人という状況でございました。次年度が幸いにして19人の入学者があったということでございます。それでその19人の分は、結果としての話になりますけれども、入学者の確保ということで学校等々と協議をいたしまして、これまでも従前行っているわけですが、近隣の中学校のほうに入学説明会という形で出向きまして、本校東高校の特色や教育方針等々を保護者の皆様方に御説明をする中で、ぜひ東高のほうに入学をしていただきたいと進学のお誘い等を行っております、あわせまして東高におきましては1日体験入学というようなことを実施をして、東高を選んでいただくというふうな形で取り進めてきたという経過がございます。

以上でございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） そうなんですよ。子供を集めなくてはどうしてもないという状況になっているわけですが、私は本年も1年間、本当に真剣に生徒を集める取り組みに取り組むべきではないかと考えます。例えば高校を中退した子供たちが、また今度再び学校で勉強したいという気持ちになったとき、東高校が受け皿に十分なれるんでないかなというふうに思ったりもするんですが、中退生徒の実態なんかは調べたことがありますですか。調べたことがあるんなら、ここ5年ほどのその数なんかも知りたいですけども、どうでしょう。

委員長（山田道行君） 石川次長。

教育部次長（石川 誠君） お答えいたします。

高校につきましての中退者の調査というのは実施をしてございません。したがって、今、委員からお話ございましたとおり、高校生の部分の中途入学ということも重要なことではないかなというふうに考えてございます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） こういうふうに、中学校も途中でやめても義務教育だから卒業証書はもらえるんですよ。そういう子供もいると思いますけれども、こういったような子供たちに何とか積極的に働きかけて東高校に来てもらうとか、あるいは不登校の子供たち、そういった子供たちにも働きかけるとか、いろんな取り組み方というのはあると思うんですよ。知恵を絞ってぜひとも何とか生徒を集めるというふうに、これはもうみんな気持ち一つにして、絶対に東高校をなくさないんだと、存続させるという、そういう強い気持ちでぜひこの1年間、生徒を集める生徒募集の活動に取り組むべきだと私は考えますが、やるんだという、そういう強い意志はありますか、お聞かせください。

委員長（山田道行君） 辻教育部長。

教育部長（辻 正信君） 東高校の存続に関しましては、教育委員会としても極めて重要な問題だというふうに認識いたしております。次長からも申しましたように、ホームページですとか電話での照会があった場合は、すぐ教頭が出向いて行って説明、勧誘をしたりしております、たまたま今回、平成21年度の入学者、北学区全体で107名という減少、昨年に比べてですね、そ

ういった数字があります。若干来年戻るわけですが、そうしましても今現在、新指針では2年連続10名未満というのはなくなりまして、道立高校の定時制であれば1年で募集停止がすぐ来るわけですが、東高は市町村立の高校でありますので、市町村立高校は設置者と協議するというふうに、5月1日現在10名未満ということであれば翌年という部分も考えられるわけですが、その前に22年度に何とかしっかり10名以上に戻したいというふうな気持ちを持っておりまして、高校近隣の中学含めて、私自身も校長と一緒に出向いて回って勧誘をしまいたいというふうに思っておりますし、何とか積極的に入学者確保のために全力で取り組むという考えに変わりはありませんので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（山田道行君） 小池委員。

委員（小池浩美君） その力強いお言葉をお聞きしまして、私の総括質問を終わります。

委員長（山田道行君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（山田道行君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、あすは午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時36分閉議）